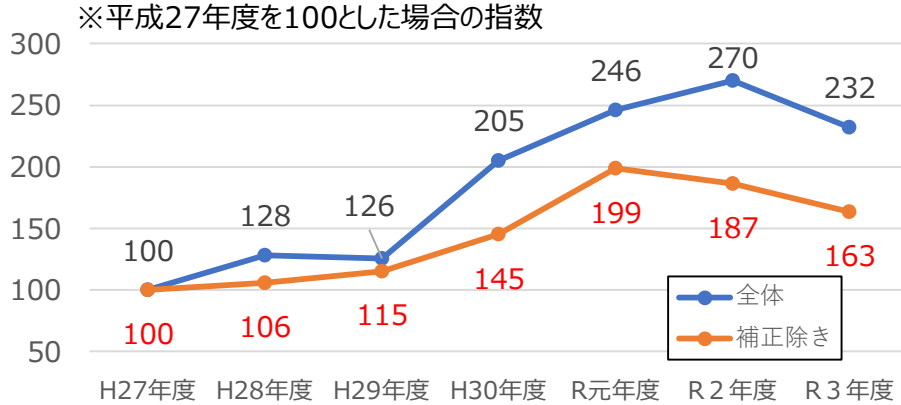


速やかな繰越手続きについて

工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。

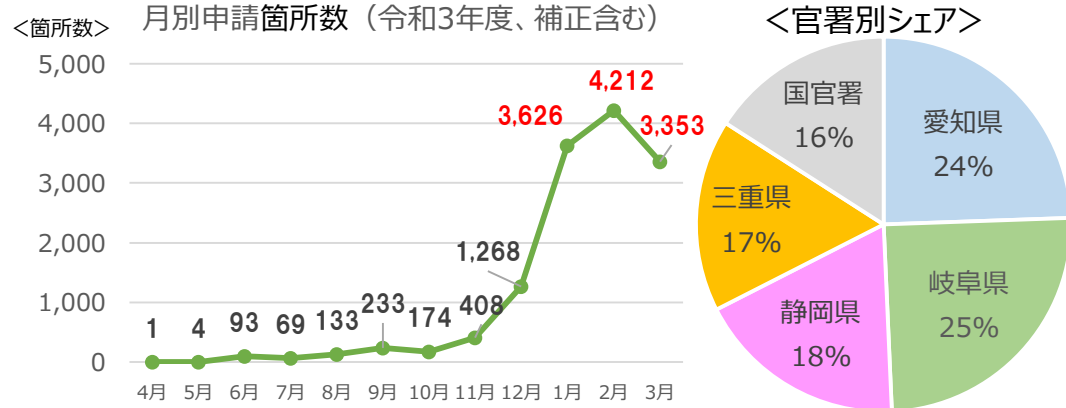
① 繰越申請件数の推移

⇒ 繰越申請（箇所ベース）はH27年度に比べ、2倍以上に増加



② 繰越申請の年度末処理の状況

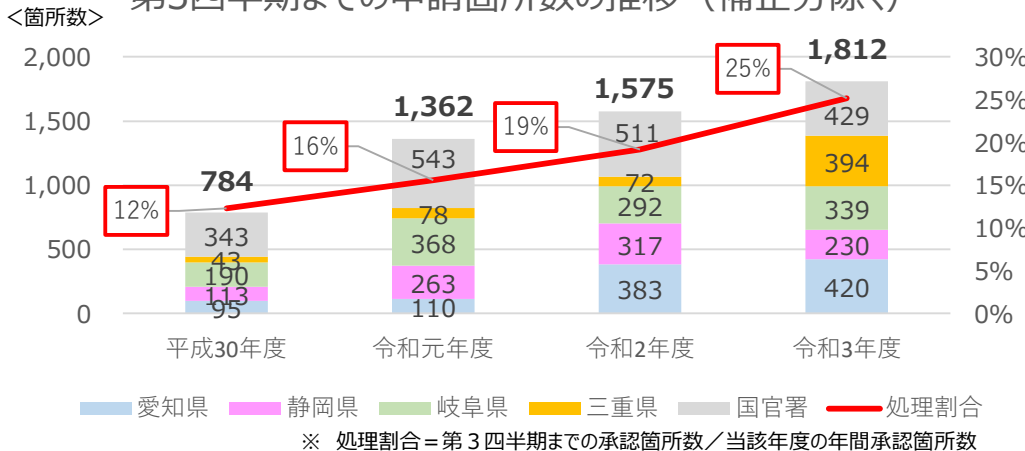
⇒ その事務処理は年度末に集中（1～3月で全体の約8割）している



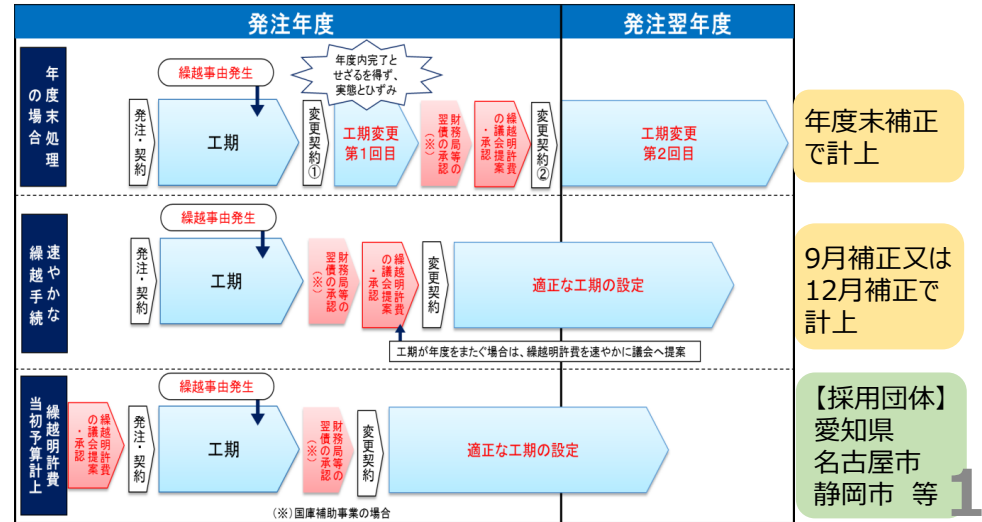
③ 速やかな繰越手続きの状況（直近4か年）

⇒ 第3四半期までの繰越申請は年々増加

第3四半期までの申請箇所数の推移（補正分除く）



④ 繰越明許費の計上について

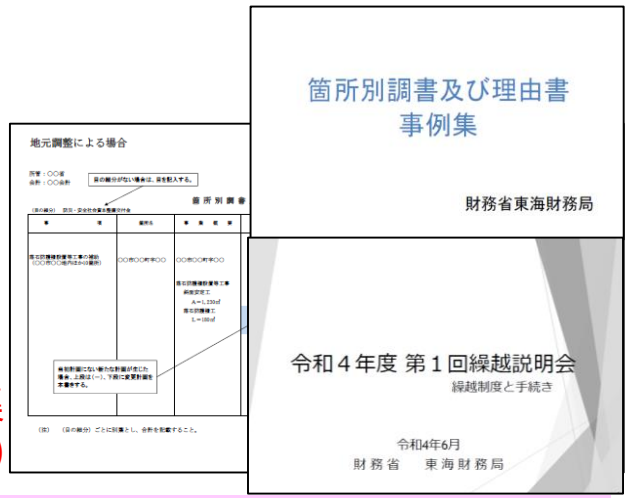
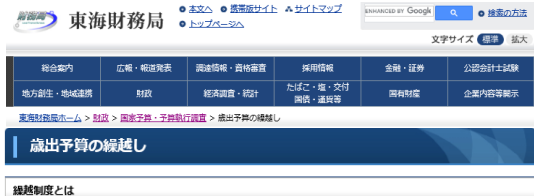


繰越申請手続きに関する地方公共団体等への周知

①東海財務局HPへの申請書類や事例集の掲載

令和2年9月に、東海財務局HPの「財政」ページに、「歳出予算の繰越し」を新たに開設し、繰越ガイドブック（財務本省へのリンク）、箇所別調書などの申請書類の様式を掲載。令和3年1月には、東海財務局オリジナルの事例集を掲載。

令和4年6月には、事例集や申請書類の様式を申請者目線で更新するとともに、同月開催の繰越説明会の説明資料を掲載。



東海財務局オリジナルの事例集を掲載（令和3年1月18日～）

②メルマガ「くりこし通信」の発行

令和2年7月より、**メルマガ「くりこし通信」**を発行し、国官署機関や地方公共団体の担当者へ繰越制度に関する情報などを毎月提供。

【情報提供内容】

- よくある質問（Q & A）
- 新型コロナ関連
- 繰越説明会の開催
- 集中受付日の周知 など



③繰越説明会の開催について

- 令和3年度より繰越説明会の開催を**年2回（春と秋）**とし、開催方法についても、参加者の移動時間などの負担軽減を図る観点から、**web会議形式にて実施**。
- また、令和4年6月に開催した繰越説明会の模様を各地方公共団体等の担当者の振り返りのためなどにご活用いただくため、**youtubeにて期間限定で限定公開中**（6月末～3月末）。
- 令和4年度の繰越説明会においては、春はこれまでと同様に繰越制度全般の研修を行うとともに、秋（10月予定）には**より実践的な「実務者編」を開催予定**。

④事故繰越にかかる提出書類の簡素化

これまで以下のとおり簡素化を実施。

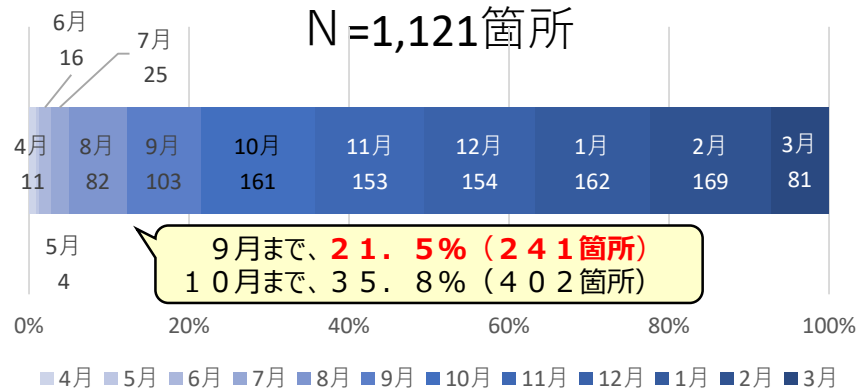
- ①災害復旧・復興事業に係る事故繰越（令和元年度～）
- ②新型コロナウイルス感染拡大による影響に伴う事故繰越（令和2年度、3年度）
- ③通常の事故繰越の「事故事由を確認できる書類」を、**事案に応じ真に必要な書類の最小限の添付に変更し、モデルケースを提示**。（令和4年1月～）
- ④通常の事故繰越に係る「**事故繰越しを必要とする理由書**」の簡素化（令和4年5月～）

速やかな繰越手続きについて

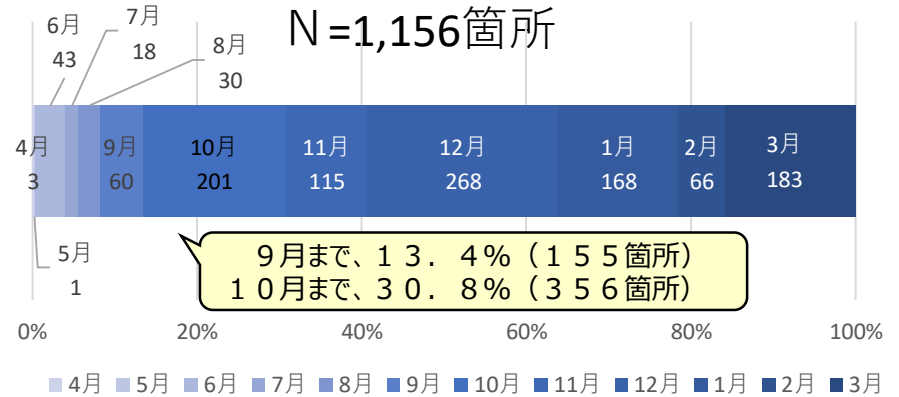
令和4年2月初旬から3月末に東海財務局に対して翌債申請（補正・予備費分除く）のあった箇所の「繰越事由開始時期」について確認したところ、第2四半期までに繰越事由が発生しているものが、**県によってバラツキはあるものの、全体の約20%（各県60箇所～280箇所）存在**。（参考）4県合計：3,644箇所（国交省関係：2,551箇所、農水省関係：790箇所、その他：303箇所）のうち、第2四半期までに繰越事由が発生しているものは、736箇所（全体の20.2%）となっている状況。

繰越事由開始時期では一概には判断できないが、繰越事由が発生し、適正な工期が確保できないと判断できる場合には、**9月補正や12月補正に繰越明許費を計上**するなど、速やかな繰越手続きを徹底すべき。

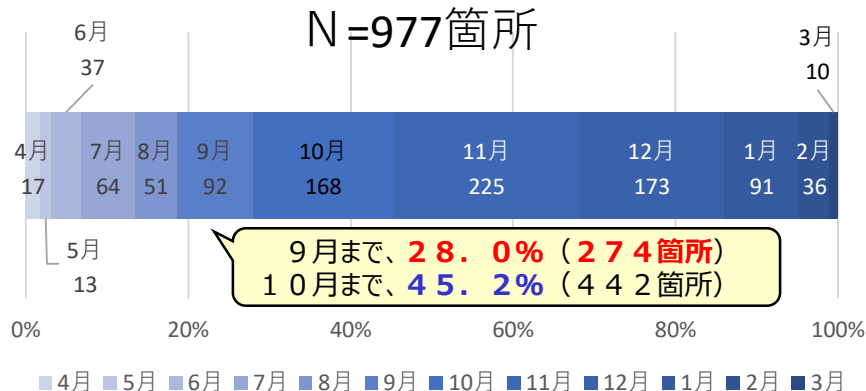
繰越事由発生時期（愛知県・全体）



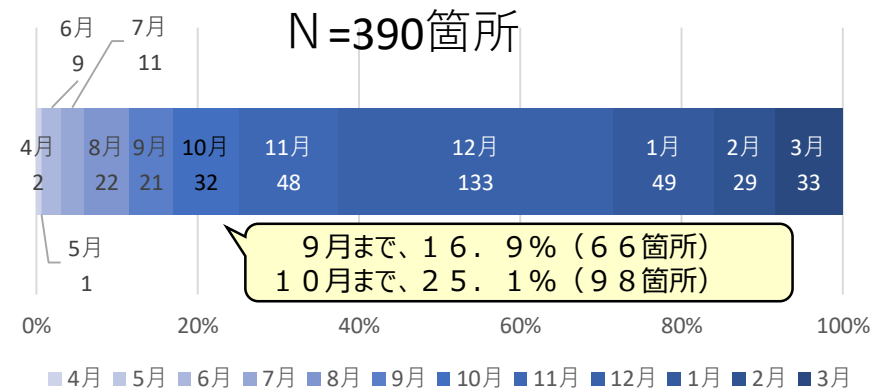
繰越事由発生時期（岐阜県・全体）



繰越事由発生時期（静岡県・全体）



繰越事由発生時期（三重県・全体）



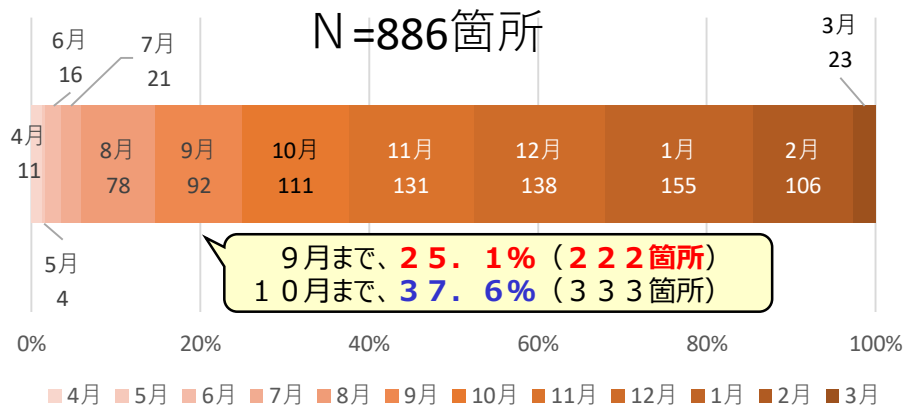
速やかな繰越手続きについて（国交省関係事業）

前頁で示した「繰越事由開始時期」について、国交省関係事業の分析を行ったところ、第2四半期までに繰越事由が発生しているものが、**県によってバラツキはあるものの、愛知県220箇所、静岡県150箇所以上が存在。**

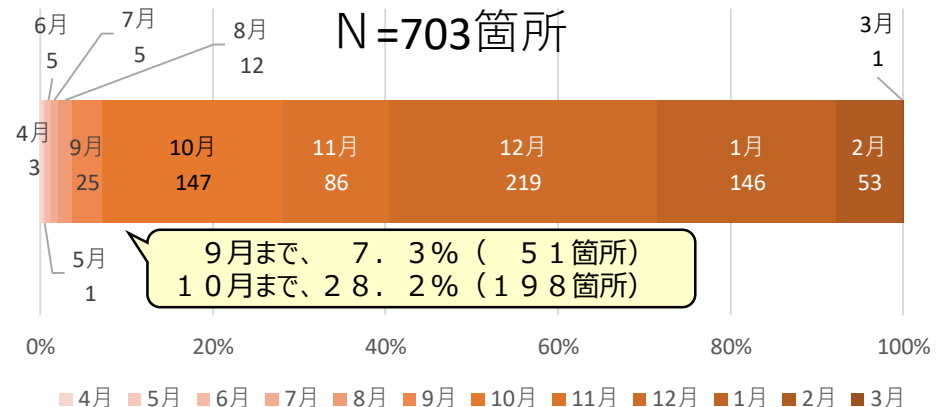
（参考）4県合計：2,551箇所のうち、第2四半期までに繰越事由が発生しているものは、467箇所（全体の18.3%）となっている状況。

国交省関係事業については、**翌債申請全体の7割**を占めており、県の出先事務所と事業担当課との連携を密にするなど、**きめ細かな進捗管理**を行うことで、これまで以上に速やかな繰越手続きに努めて頂きたい。

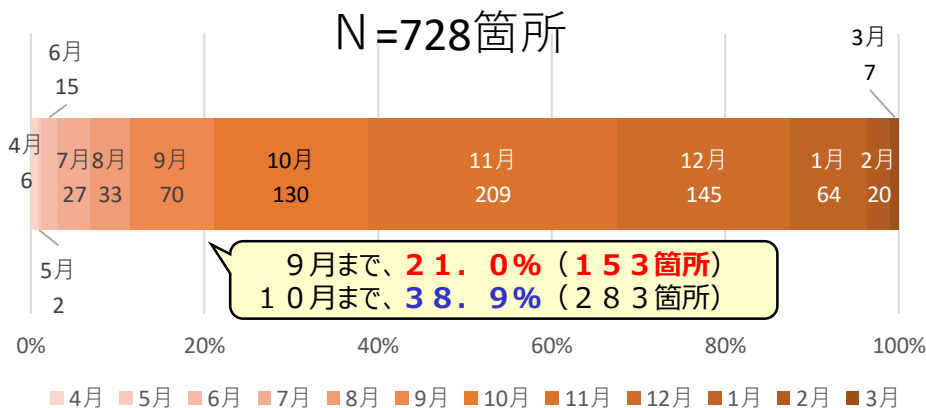
繰越事由発生時期（愛知県・国交省関係）



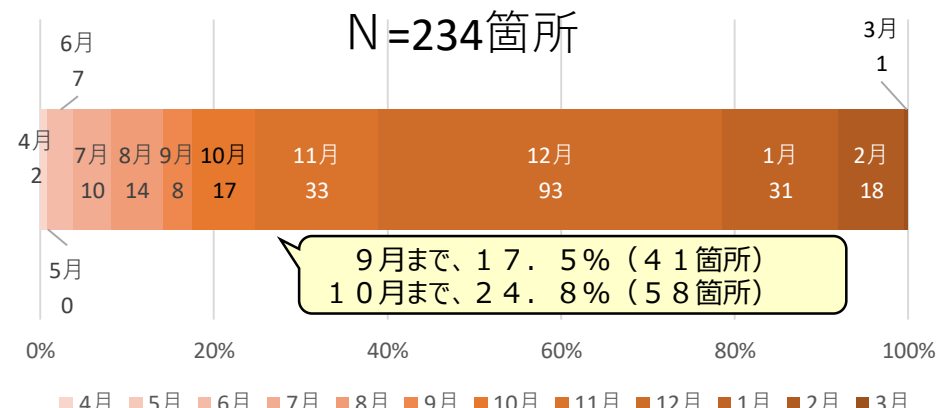
繰越事由発生時期（岐阜県・国交省関係）



繰越事由発生時期（静岡県・国交省関係）



繰越事由発生時期（三重県・国交省関係）



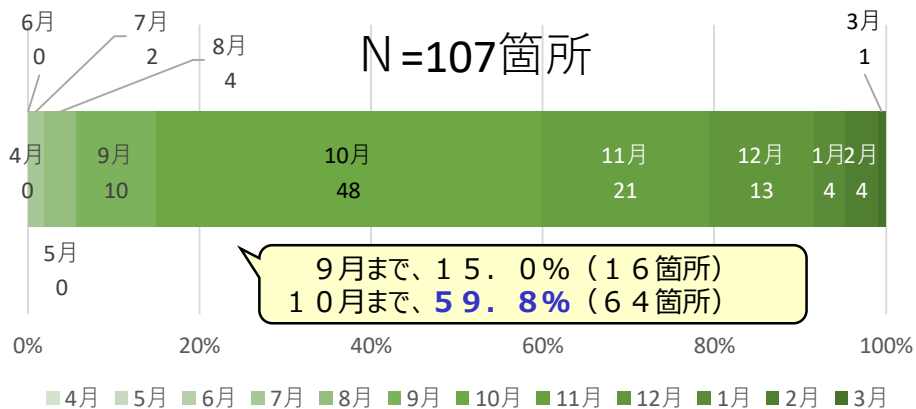
速やかな繰越手続きについて（農水省関係事業）

前頁で示した「繰越事由開始時期」について、農水省関係事業の分析を行ったところ、第2四半期までに繰越事由が発生しているものが、静岡県は50%以上（110箇所以上）存在。

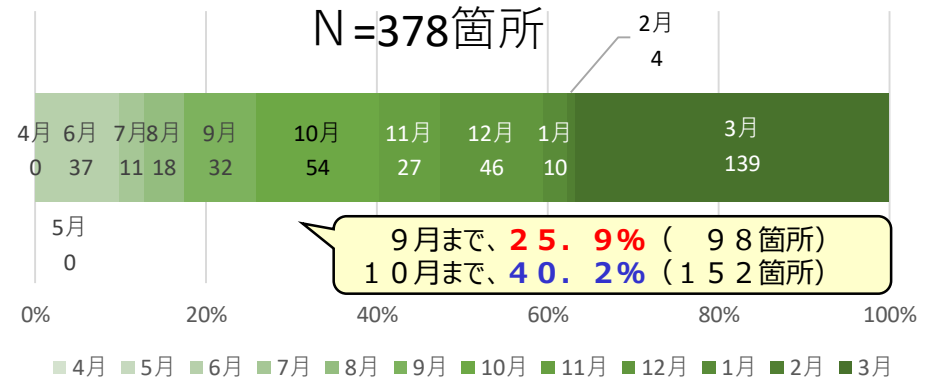
（参考）4県合計：790箇所のうち、第2四半期までに繰越事由が発生しているものは、256箇所（全体の32.4%）となっている状況。

特に、**林道整備などの森林整備における境界確定などを理由とするケース**が多くみられるため、適正な工期が確保できないと判明した段階で、速やかな繰越手続きに努めて頂きたい。

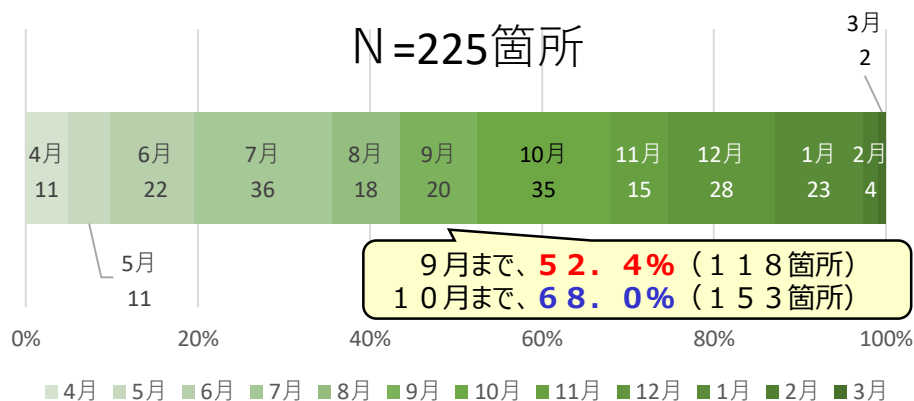
繰越事由発生時期（愛知県・農水省関係）



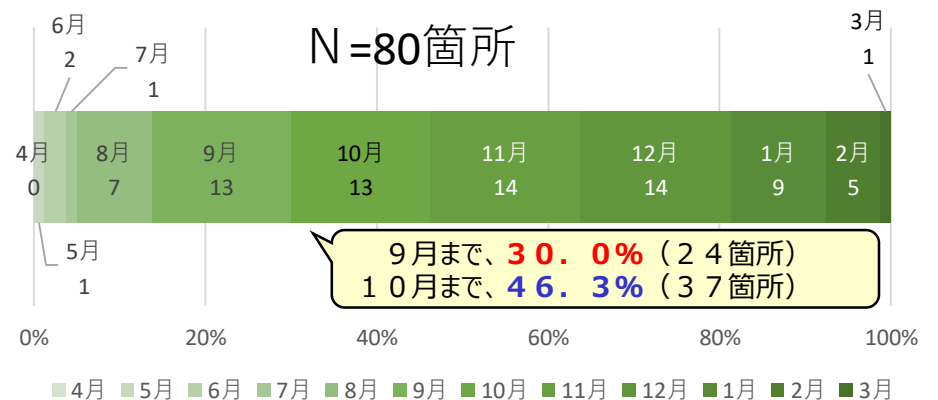
繰越事由発生時期（岐阜県・農水省関係）



繰越事由発生時期（静岡県・農水省関係）



繰越事由発生時期（三重県・農水省関係）



速やかな繰越手続きのメリット

工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。

➤ 繰越明許費の早期計上

年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、**9月補正や12月補正等に「繰越明許費」を計上**することで、速やかに繰越手続きを行うことができます。

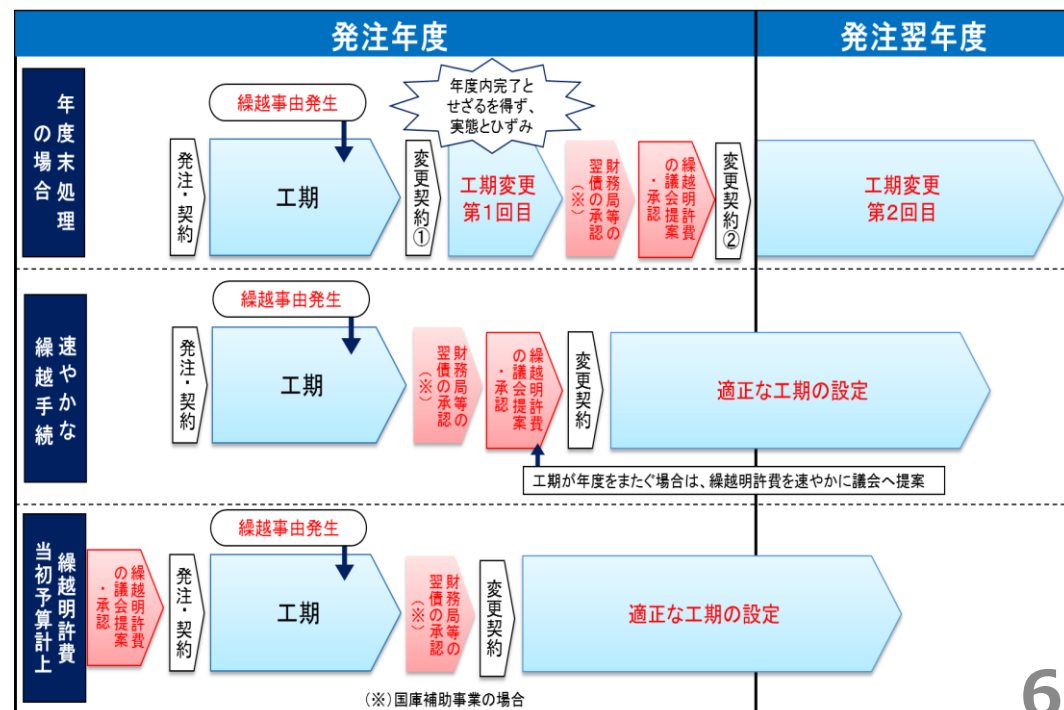
➤ 繰越明許費の当初予算計上

地方自治法に規定されている繰越明許費は、国の会計規程に準じて会計年度独立の原則の特例を設けたものであり、**当初予算において「繰越明許費」をあらかじめ計上**することも可能です。

※ **毎年恒常的に繰越実績**がある地方公共団体で実績があります。【東海管内】愛知県、名古屋市、静岡市

➤ 速やかな繰越手続きのメリット

- **適正な工期**の設定を行うことが可能となり、受注者が**余裕をもって人材や資機材を準備**でき、**円滑な施工**が見込めます。
- 年度末に集中していた**変更契約に係る事務が軽減**し、**翌年度工事の準備**（設計・積算等）の時間が確保できます。
- 用地交渉などで突発的な事象が発生した場合にも、迅速に対応できます。
- **事業効果の早期発現**が期待できます。



繰越明許費の当初予算への計上について（中部ブロック管内）

中部ブロック管内の一部の自治体において、経費の性質上、予算執行の過程で**自然的・社会的条件に影響されやすい性質**であって、その経費の支出が**年度内に完了しない見込みの内在する経費**については、**当初予算において一定割合又は一定額を繰越明許費として計上**している。具体的には以下のとおり。

愛知県における取組状況

- 当初予算に過去の繰越実績を踏まえて「枠」で計上（R4当初:252億円）するとともに、不足分については、国の補正予算等に応じて、適宜計上。
- 令和2年度予算より、当初予算での繰越明許費の計上額を**大幅拡充**。（R元:59億円→R2:270億円）

（単位：百万円）

経費区分	元年度当初	2年度当初	3年度当初	4年度当初
道路橋りょう費	1,997	13,515	12,200	12,328
河川海岸費	1,924	6,274	5,500	5,939
砂防費	441	1,325	1,176	1,227
都市・交通費	769	4,363	4,310	4,310
港湾空港費	357	839	771	771
漁港費	131	325	333	333
住宅費	274	355	324	324
建設費 計	5,893	26,996	24,614	25,232

※ 経費区分は、令和3年度当初の名称。

名古屋市における取組状況

- 当初予算に過去の繰越実績等を踏まえて「枠」で計上（R3:53億円→R4:60億円）するとともに、不足分については、国の補正予算等に応じて、適宜計上。
- （単位：百万円）

分類	事業内容	2年度当初	3年度当初	4年度当初
緑政土木費	橋梁、街路、河川等の整備	3,630	3,630	3,880
住宅都市費	都市整備等	2,100	1,700	2,100
合計		5,730	5,330	5,980

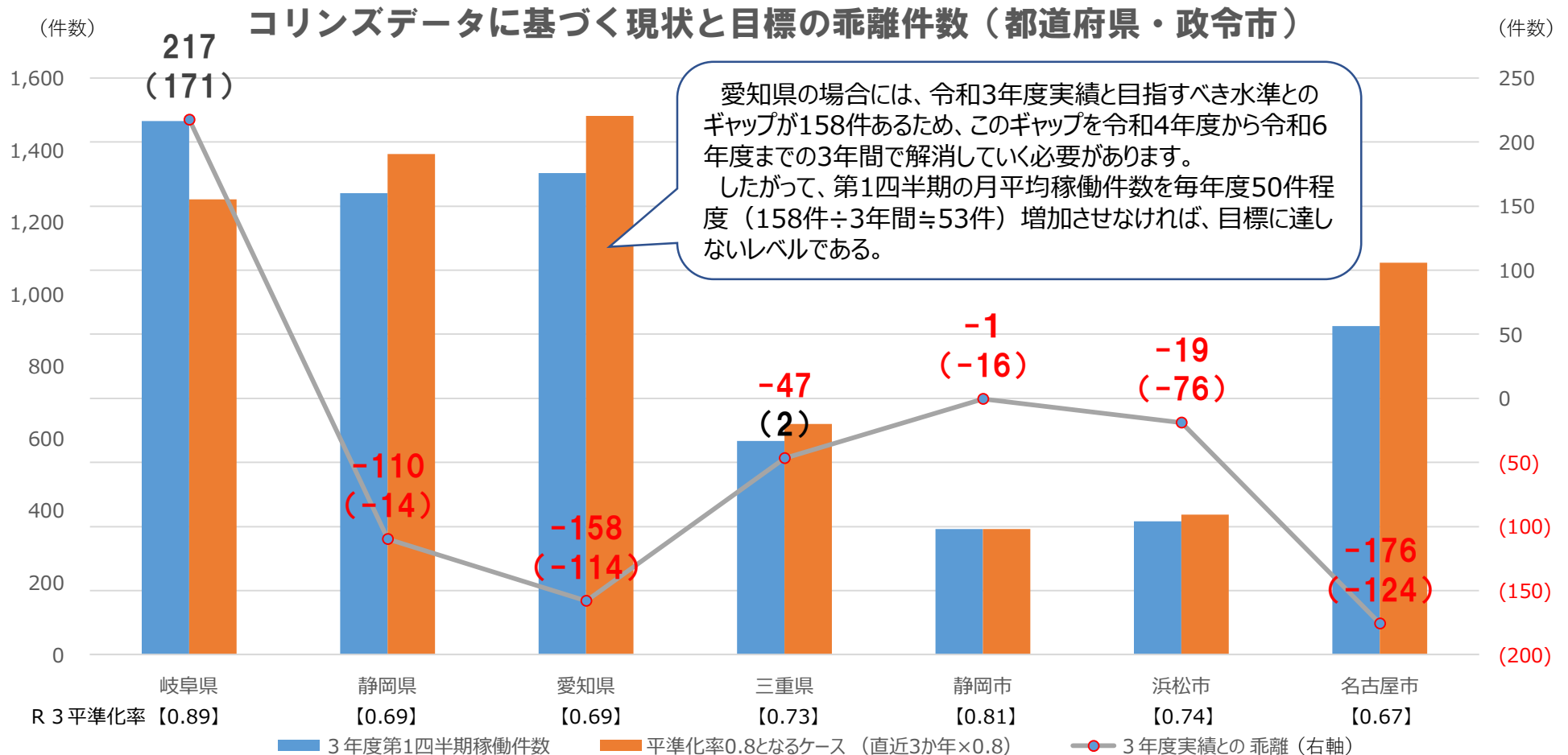
静岡市における取組状況

- 令和3年度より**当初予算に過去の繰越実績等を踏まえて「枠」で計上**（R4当初:45.6億円）するとともに、不足分については、国の補正予算等に応じて計上。
- 繰越明許費の計上額は、災害復旧費で34.2億円、道路橋りょう費等で11.4億円であり、**災害復旧費は当初予算の歳出全額（当年災分）を、道路橋りょう費等は当初予算の約10%を繰越明許費として計上。**

平準化率に関する現状と目標のギャップについて

直近3か年（令和元年度～令和3年度）の月平均稼働件数の平均値に、平準化率の目標値である0.8を乗じて算出した件数と令和3年度の第1四半期における平均稼働件数を比較したところ、**岐阜県以外の団体は目標と現状にギャップが生じている状況。**

一部の自治体においては、ギャップが昨年度より増加しているところも見受けられるので、その要因について自己分析を進めるとともに、特に、**乖離幅の大きい団体については、部局ごとに令和6年度までのロードマップを作成するなど、きめ細かい対応が急務**ではないか。

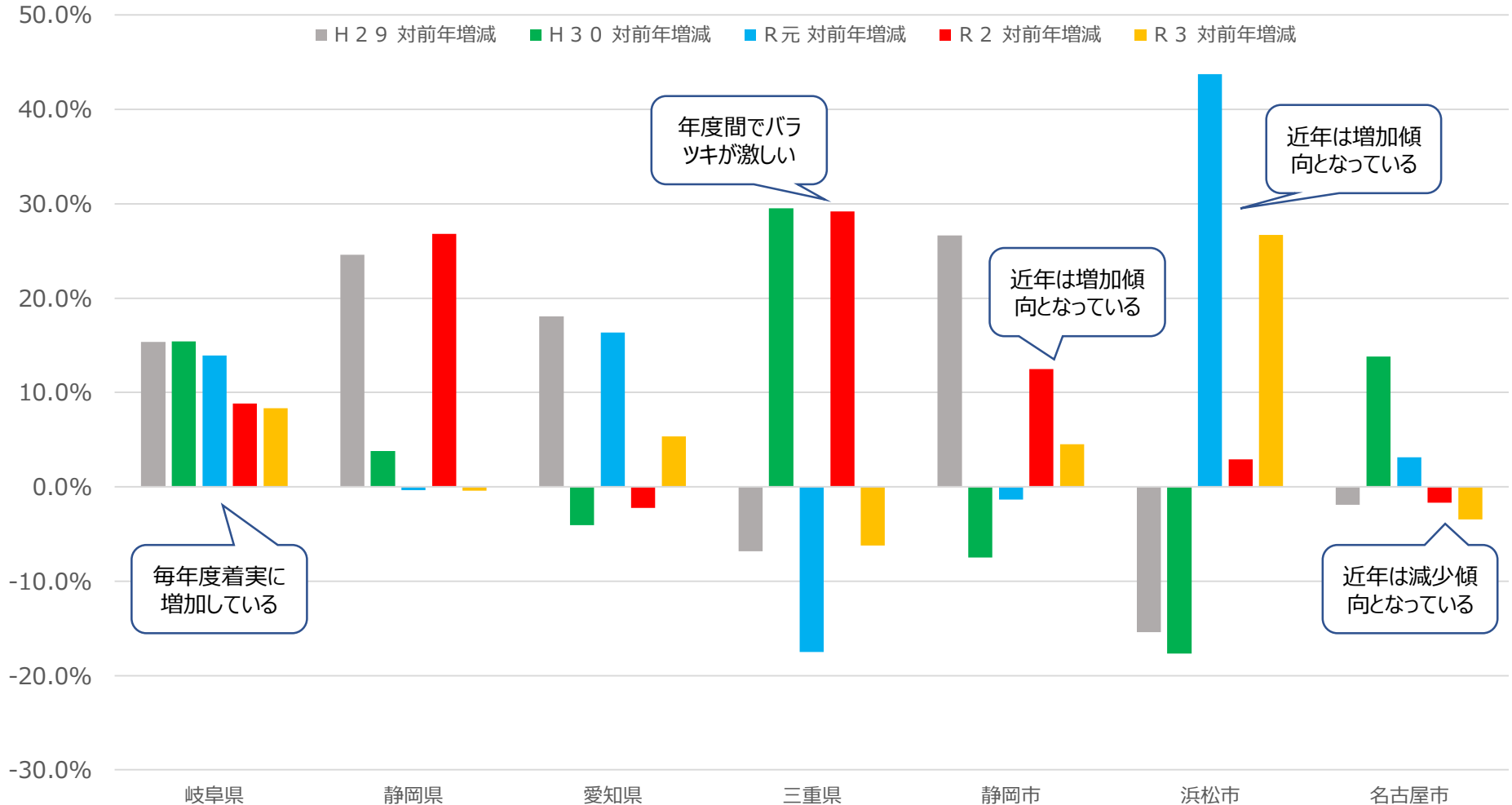


※折れ線グラフの括弧書きは、昨年度に同様の算出方法で示した乖離幅である。

第1四半期平均稼働件数にかかる対前年度増減率（都道府県・政令市）

対前年度増減率について、各年度間で変動が激しい地方公共団体については、要因分析が必要であり、特殊要因等を除いた実力ベースでの検証等により、平準化を着実に推進する必要。

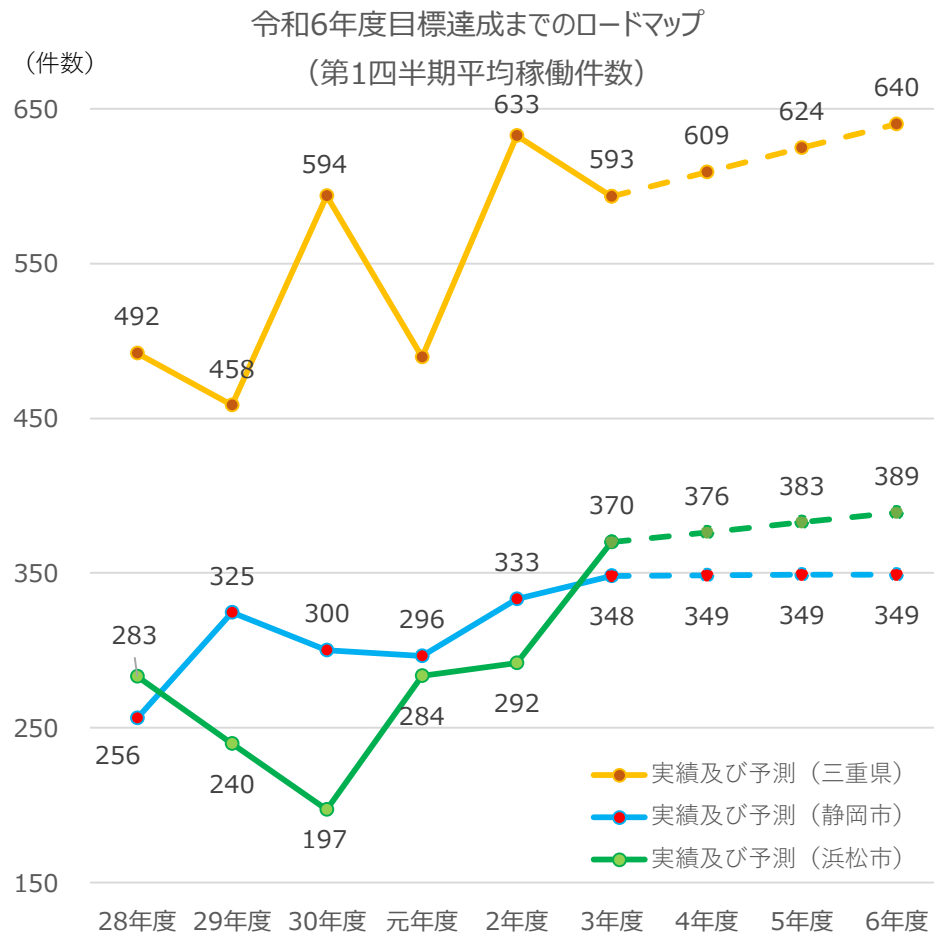
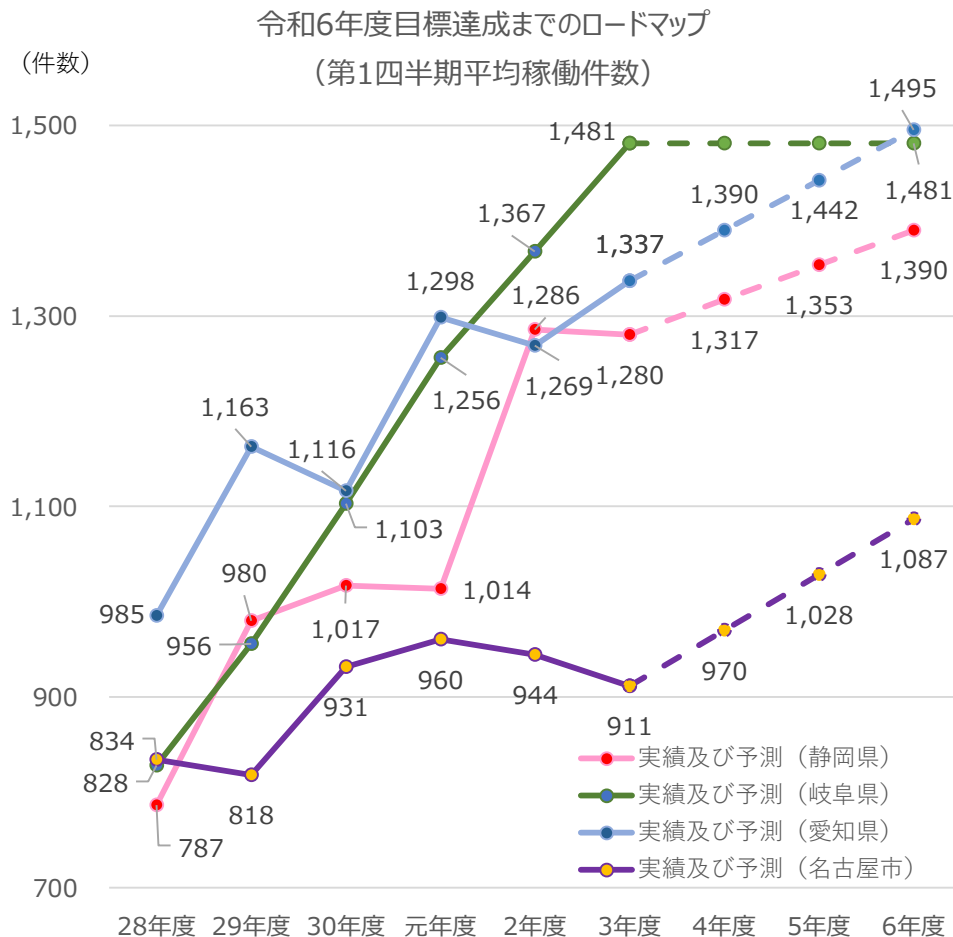
第1四半期平均稼働件数にかかる対前年度増減率の推移



令和6年度目標達成までのロードマップ（都道府県・政令市）

令和6年度に平準化率0.8を達成するために必要となる「第1四半期平均稼働件数」について、直近3か年（R元～R3）の月平均稼働件数に基づき算出。令和6年度までの期間を均等に上昇していくと仮定した場合のロードマップは以下のとおりである。

※ 岐阜県及び静岡市については、平準化率としてはR3年度実績で目標値（0.8）を達成しているため数値は横置きしているが、災害復旧事業などの特殊要因を除いた検証が必要。その他の県及び政令市についても、特殊要因等が存在する場合には、同様に検証が必要。



(注) 月平均稼働件数については、各年度のコーンズデータを活用し工事の稼働状況を整理したものである。

静岡県取組

静岡県 技術調査課

令和4年7月

標準化の実施

【これまでの実施】

	取組	内容
1	債務負担行為の活用拡大	<ul style="list-style-type: none"> 1年未満の短期工事における年割債務（非出水期（11～5月）の工期設定等） 維持管理業務を7月からの13か月契約（精算事務期間（1か月）を設定） ゼロ債務設定に公共関連事業も追加 【平成28年度～】
2	柔軟な工期の設定	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>工事着手日選択型工事</u>」の導入 【平成28年度～】 ⇒ 単年度及びゼロ債務に加え、複数年債務も対象 【令和2年度～】 「<u>工事着手日選択型工事</u>」をすべての工事に拡大 【令和3年度～】 ⇒ これまでの専任の主任技術者を要する3,500万円（建築7,000万円）以上の工事に加え、3,500万円（建築7,000万円）未満の工事も追加
3	速やかな繰越手続き	<ul style="list-style-type: none"> 2月議会から12月議会に前倒し計上 【平成24年度～】 ⇒ 9月議会に前倒し計上 【令和3年度～】 当初予算からの繰越計上を検討
4	早期執行の目標設定	<ul style="list-style-type: none"> 発注見通しの早期公表、業務委託も公表 【令和3年度～】 ⇒ 4月公表開始から前年度の3月中に早めることで、受注希望者の計画的な施工体制確保を図る

週休2日推進工事の取組

【これまでの取組】

- 平成27年度より導入 ⇒ 4週8休を基本とし、4週7休・4週6休についても柔軟に対応
- 平成31年1月より共通仮設費率及び現場管理費率、令和元年7月より労務費及び機械経費の補正を導入
- **令和2年度より、原則全工事を対象、受注者希望型の追加、インセンティブの付与**
- **令和3年度より、市場単価の補正を導入**

	内容	
対象工事	原則、 すべての工事を対象とする 。ただし、以下を対象外とする。 ① 施工に必要な実日数(実働日数)が 1週間程度 と見込まれる工事 ② 災害復旧工事(改良復旧工事含む)、通年維持工事 ③ 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事(供用開始時期が決められている工事など)	
発注方法	《発注者指定型》 当初設計金額が 3.5千万円以上 の工事を対象	《受注者希望型》 発注者指定型以外の工事を対象
インセンティブ	《工事成績》 週休2日推進工事の達成程度に応じ、評定点計に加点 ⇒ 4週8休相当:0.8点、4週7休相当:0.4点、4週6休相当:0.2点	《総合評価》 前年度の週休2日推進工事の実施に応じ、評価基準に加点 ⇒ 4週8休相当(複数):1点、4週8休相当:0.5点

【週休2日推進工事契約件数】

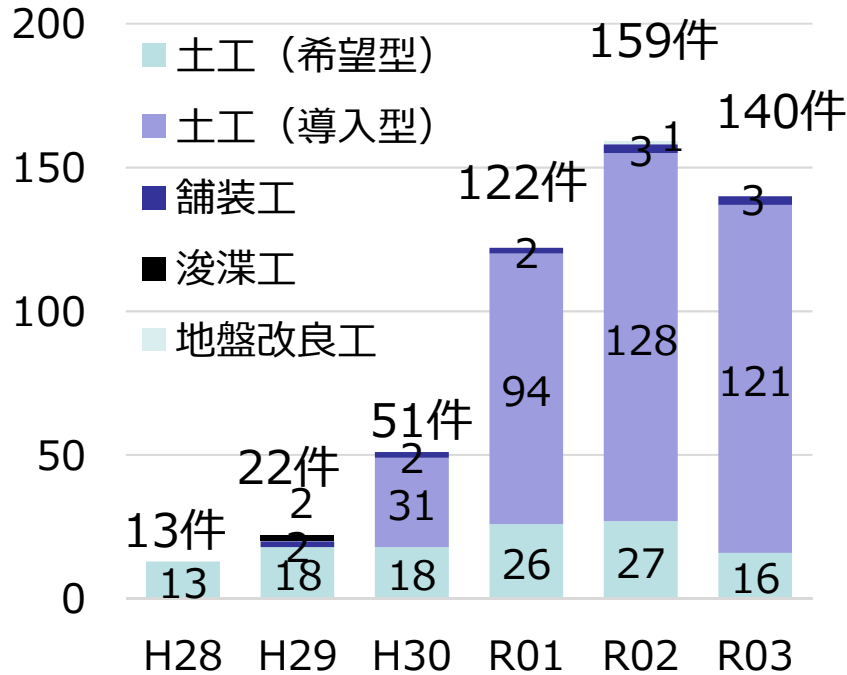
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
発注者指定型	13	32	27	17	36	533	524
受注者希望型	-	-	-	-	-	1,201	1,023
計	13	32	27	17	36	1,734	1,547

【令和4年度】

- 週休2日推進工事: 実日数**「30日以下」も対象**(実日数が1週間程度の工事は除く。)
- 一斉休日ふじ丸デー: 毎月第2土曜日の月1日 → **第2・第4土曜日の月2日に拡充**

ICT活用工事の取組

実施状況



令和3年度内訳

工種	発注方式	発注件数	実施件数
土工	導入型	125件	121件
	希望型	116件	16件
舗装工	希望型	76件	3件
地盤改良工		3件	0件
合計		320件	140件

支援協議会

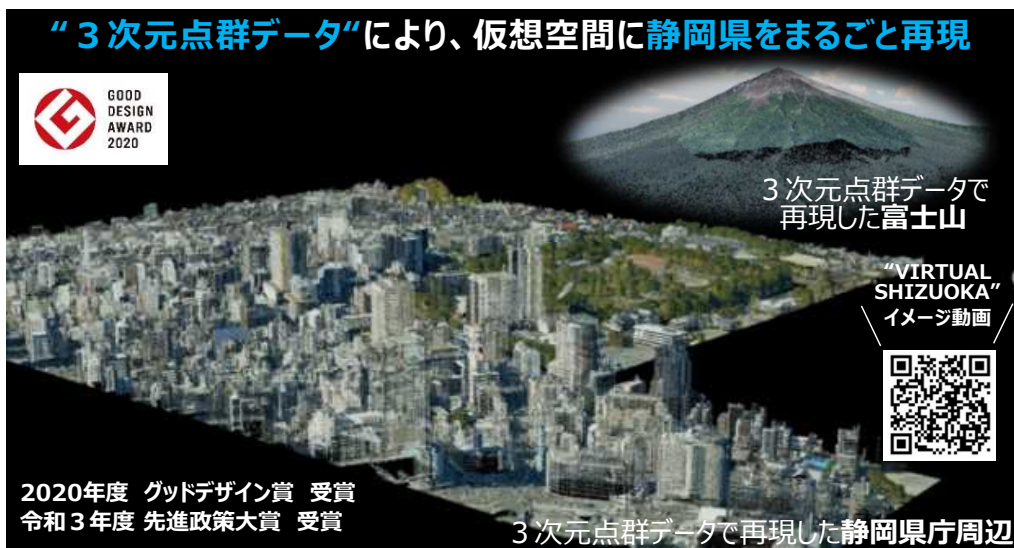


平成28年度 「ふじのくに ICT活用工事支援協議会」設立
 平成29年度 「**ふじのくにi-Construction推進支援協議会**」に改称
 令和元年度 「i-Construction大賞」を受賞
 令和3年度 事務局を技術調査課から建設政策課に移管
 ⇒ 生産性向上の推進支援体制として活動

【これまでの取組】

R1	<ul style="list-style-type: none"> 「土工」、「舗装工」、「浚渫工」に加え、工種に「地盤改良工」を追加 普及啓発活動の登録制度「ICTマイレージプログラム」を導入
R2	<ul style="list-style-type: none"> 工種に「切削オーバーレイ工」、「スラリー攪拌工」を追加
R3	<ul style="list-style-type: none"> 舗装工の拡大に向けた運用改善（起工測量・出来形管理を選択制に変更、路面切削工の積算基準の追加） データ収集・活用の推進を図るため、従来のICT活用工事以外の工事を対象に、完成形状を取得する「3次元データ納品工事」の試行を開始

“VIRTUAL SHIZUOKA”とは？



【3次元点群データの取得状況】

- R1：伊豆東部地域の取得開始
 - R3：ほぼ県土全域の取得完了（人口カバー率100%）
- ⇒ 取得したデータは、すべてオープンデータ化済



“VIRTUAL SHIZUOKA”の活用方法 ＜活用のイメージ＞



＜令和4年度の取組＞

- 3次元測量の推進
⇒ 現地計測を併用する試行対象を全土木事務所へ拡大
- 3次元データ納品工事の推進
⇒ ICT活用工事以外の一般土木工事において、受注者が希望する場合に**完成形状の3次元データを取得・納品**
- インフラプラットフォームの構築
⇒ 3次元点群データと**公共施設台帳の連携を図るプラットフォーム**の構築に着手

その他、災害査定、自動運転実証実験 などへ活用

背景

県による普及拡大（公助）だけでは限界 ▶ **建設業者間での活動**を促進（共助）

目的

建設業者間でのICTの普及啓発活動の取組の推進 ▶ **インセンティブの設定**

制度概要

対象活動の実施報告書を作成・提出 ▶ **工事成績評定・総合評価**の評価において**加点**

対象工事	静岡県交通基盤部・経済産業部が発注する建設工事のうち以下の工事 <ul style="list-style-type: none"> ICT活用工事として実施する工事 遠隔臨場を実施する工事
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 自社工事での他社の職員に対する臨場や見学等による研修・講習 他社工事への技術的な相談への対応等の指導や支援
対象作業	<ul style="list-style-type: none"> 起工測量や3次元設計データ作成、出来形計測、出来形管理資料作成における現場作業やデータ処理 ICT建設機械による施工における機材のセットアップや現場作業 モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会及び段階確認の機器等のセットアップや現場作業

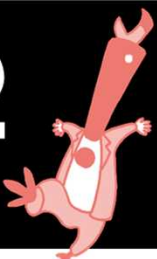
◆ ICT普及啓発活動実績ありの業者数

工 種	R1	R2	R3
業 者 数	12社	41社	44社

新技術交流イベント 2022

in Shizuoka

出展無料 ~VIRTUAL SHIZUOKA でつくる ミ・ラ・イ~



出展のご案内

詳細・お申込みはこちらから

新技術交流イベント2022 検索



出展募集期間 7月19日(火) ~ 8月31日(水)

建設現場のニーズと企業等のシーズのマッチングを図ります！



目的

- 建設現場におけるニーズと企業等が保有する技術シーズのマッチングを図り、**先進技術の現場導入**を推進し、**生産性の向上**につなげる。
- 建設技術や建設産業の魅力を広く紹介することにより将来の**担い手確保**につなげる。

出展募集技術

- 5分野13の技術テーマから出展技術を募集
- 技術テーマに沿っていれば、現場ニーズの具体例に沿っていない技術でも応募可能
- 本年度は、3次元点群データの活用に関する技術を特に求めます。

ICTを活用した
省力化・省人化

設計・施工・
維持管理の効率化

工事現場の
安全確保

県産ものづくり
技術の活用促進

建設分野の
カーボンニュートラル

日時 2022年11月8日(火) 10:00~16:00

会場 静岡県コンベンション
アートセンター **グランシップ** 6階 交流ホール
展示ギャラリー

主催 静岡県交通基盤部 イベントの様子はオンラインでも配信予定！

お問合せ 静岡県 交通基盤部 建設経済局 技術調査課
TEL:054-221-2131 E-mail:gijyutsukanri@pref.shizuoka.lg.jp

昨今の原油価格・物価高騰によりスライド条項の適用に関する相談が増加

スライド条項の制度を分かりやすくまとめたリーフレットを作成し周知(R4.6.2)

◆スライド条項の適用に関するリーフレット

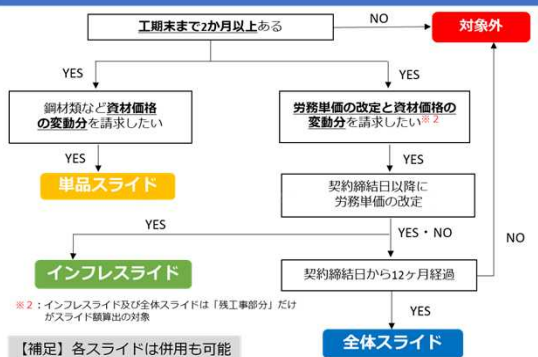
資材価格等の高騰に伴うスライド条項の適用について

資材価格等の高騰による変動額が一定の限度を超えた場合、静岡県建設工事請負契約約款第25条(スライド条項)による請負額の変更を請求することができます。

項目	全体スライド(第1~4項)	単品スライド(第5項)	インフレスライド(第6項)
制度概要	工期が1年以上の大規模工事を対象とした中間修正的な措置	資材価格の急激な変動を対象とした精算的な措置	主に労務単価の改定を反映させるための中間修正的な措置
適用工事	工期が12ヶ月を超える工事	すべての工事	すべての工事※1
請負額変更	対象 資材・労務単価 受注者負担 残工事費の1.5% 再スライド 可能	対象 主要な資材 対工事費の1.0% なし	対象 資材・労務単価 残工事費の1.0% 可能

※1: 直近の労務単価改定日以前に契約締結したものが対象

スライド条項の適用判断フロー



※2: インフレスライド及び全体スライドは「施工部分」だけがスライド適用の対象

【補足】各スライドは併用も可能

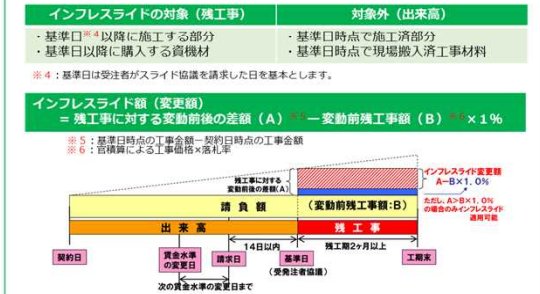
単品スライド(約款第25条第5項)

- 資材価格の品目別毎(鋼材類、燃料油など)の変動額が対象工事費の1%を超える場合に適用可能です。
- 実勢価格と実際の購入額の安い方で精算変更します。
- 購入額や購入時期を証明する書類(納品書など)の提出が必要です。
- 資材価格の変動分だけがスライドの対象となります。(一般管理費等諸経費は変更されません。)



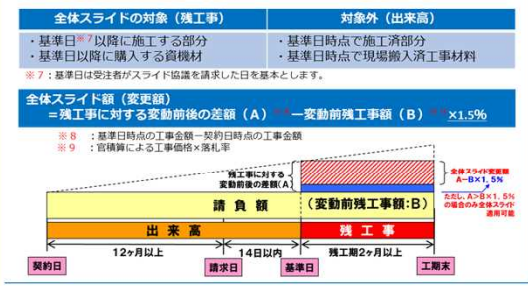
インフレスライド(約款第25条第6項)

- 静岡県建設資材等価格表(公共工事設計労務)等の改定日以降に請求することができます。
- 労務単価と資材価格の変動額が対象工事費の1%を超える場合に適用可能です。
- 発注者が出来高効率を確認します。



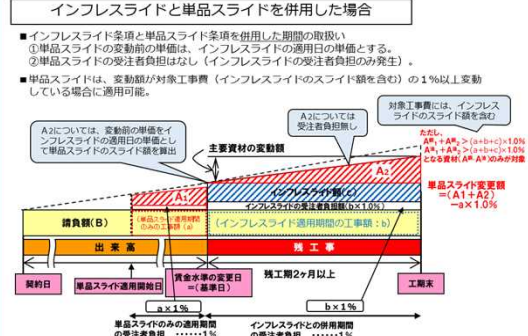
全体スライド(約款第25条第1~4項)

- 契約日から12ヶ月以上経過した場合に請求ができます。
- 労務単価と資材価格の変動額が対象工事費の1.5%を超える場合に適用可能です。
- 発注者が出来高効率を確認します。



(参考) スライド条項の併用

それぞれのスライド条項は併用も可能とされています。以下にインフレスライドと単品スライドを併用した場合の運用を示します。



[Q1] 労務単価の改定の際に通知される「特別措置」と「スライド条項」はどう違うの?

[A1] 特別措置とは、例えば3月1日に労務単価が改定された場合において、新労務単価となる3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を算算しているものについて、受注者の請求に基づき新労務単価にて変更契約を行うことを可能としたものです。特別措置の適用が請求可能となった場合は、発注者から受注者に通知されます。一方、2月28日以前に契約した工事については、インフレスライドを適用することとなります。なお、特別措置については、静岡県建設工事請負契約約款第52条(約款に定めのない事項)に基づく措置となり、受注者負担は生じません。

[Q2] 特別措置が適用できない場合は、労務単価の改定(新労務単価)は考慮してもらえないの?

[A2] A1のとおり、新労務単価の適用日以前に契約を締結した工事については、インフレスライドの適用により、新労務単価を反映させることができる場合があります。スライド条項の適用可否については、担当監督員に御相談ください。

[Q3] 単品スライドの適用対象となる、「鋼材類や燃料油以外の主要な資材」の判断は、受注者の判断で良いの?

[A3] 「鋼材類や燃料油以外の主要な資材」については明確な定めがないため、受注者間の協議に基づいて判断することとなります。

スライド条項の詳細(運用マニュアル)は静岡県HPで御確認いただけます
<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/contract/index.html>

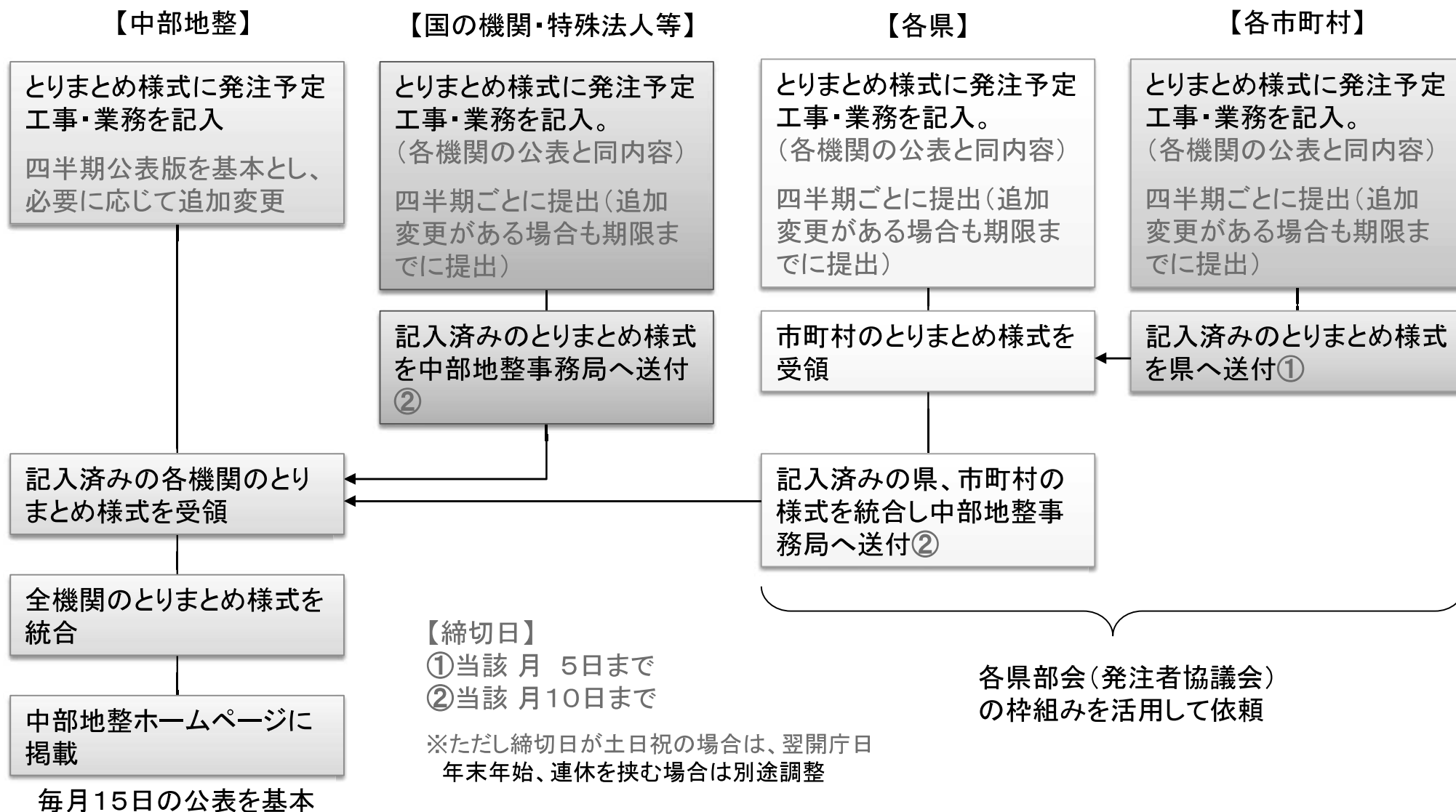
【問い合わせ先】

- ・個別工事への適用の可否について: 各工事発注機関
- ・スライド条項について(契約関係): 静岡県建設課 054-221-3059 (招得契約班)
- ・スライド条項について(積問関係): 静岡県技術調査課 054-221-2148 (土木)
- 054-221-2168 (農林・森林・建築)

「地区別発注見通し」(とりまとめ版)の公表の流れ

※ 定期的集約作業は四半期(4月、7月、10月、1月)に実施(追加変更等は該当月に実施)。

※ 各機関で公表している最新の発注見通しの内容を記入(入札が終了した工事や取りやめた工事・業務は記入しない)。



産官連携による一斉休工の取組方法等について

(静岡県交通基盤部建設経済局建設業課)

1 目的

働き方改革の機運醸成を図るため、令和2年10月に「ふじのくに建設産業働き方改革推進大会」を開催し、週休2日の確保等の推進を謳った「働き方改革推進宣言」を採択した。

これを具体的に推進する取組として、県内建設業界団体及び行政機関が、産官連携による一斉休工に取り組むことで、建設産業における労働環境の改善を目指す。

2 概要

(1) 対象工事

災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事を除き、原則全ての工事を対象とする。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。

(3) 休工

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されていることをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 取組機関

(一社) 静岡県建設業協会、(一社) 静岡県建設産業団体連合会

国土交通省中部地方整備局、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町

3 実施方法

- ・毎月第2、第4土曜日を「ふじ丸デー」とし、取組機関が県内公共工事の一斉休工に取り組む。
- ・受注者に対し、既に契約済みの工事は、対象期間中の第2、第4土曜日の休工を呼びかけるとともに、今後契約する工事は、施工計画等の作成にあたり休工日との調整を図るよう努める。
- ・受注者に対し、現場掲示用チラシを現場に掲示するよう依頼する。
- ・後日の検証のため、発注機関は取組状況（稼働中の工事件数及び取組未実施の件数）を取りまとめの上、毎月の状況を県建設業課へ報告する。なお、実施の可否の確認は、受注者の申告に基づいて行う。
- ・その他建設産業における働き方改革への理解を広げるため、取組機関は本取組に関する周知に努める。

区分	4月10日(土)				5月8日(土)				6月12日(土)				7月10日(土)				8月14日(土)				9月11日(土)			
	全体	内訳			全体	内訳			全体	内訳			全体	内訳			全体	内訳			全体	内訳		
		国	県	市町		国	県	市町		国	県	市町		国	県	市町		国	県	市町		国	県	市町
対象工事	2,154	250	1,092	812	2,292	211	1,155	926	2,326	215	1,070	1,041	2,532	203	1,140	1,189	2,977	203	1,278	1,496	3,454	234	1,536	1,684
実施	1,838	220	1,003	615	1,992	192	1,073	727	2,086	202	996	888	2,313	191	1,074	1,048	2,886	203	1,252	1,431	3,221	224	1,486	1,511
未実施	316	30	89	197	300	19	82	199	240	13	74	153	219	12	66	141	91	0	26	65	233	10	50	173
実施率	85.3%	88.0%	91.8%	75.7%	86.9%	91.0%	92.9%	78.5%	89.7%	94.0%	93.1%	85.3%	91.4%	94.1%	94.2%	88.1%	96.9%	100.0%	98.0%	95.7%	93.3%	95.7%	96.7%	89.7%
区分	10月9日(土)				11月13日(土)				12月11日(土)				1月8日(土)				2月12日(土)				3月12日(土)			
	全体	内訳			全体	内訳			全体	内訳			全体	内訳			全体	内訳			全体	内訳		
		国	県	市町		国	県	市町		国	県	市町		国	県	市町		国	県	市町		国	県	市町
対象工事	3,957	254	1,761	1,942	4,474	271	1,904	2,299	4,640	270	2,062	2,308	4,771	263	2,107	2,401	4,207	254	1,896	2,057	2,915	234	1,474	1,207
実施	3,727	238	1,714	1,775	4,136	253	1,814	2,069	4,240	251	1,940	2,049	4,272	232	1,950	2,090	3,774	220	1,754	1,800	2,612	210	1,363	1,039
未実施	230	16	47	167	338	18	90	230	400	19	122	259	499	31	157	311	433	34	142	257	303	24	111	168
実施率	94.2%	93.7%	97.3%	91.4%	92.4%	93.4%	95.3%	90.0%	91.4%	93.0%	94.1%	88.8%	89.5%	88.2%	92.5%	87.0%	89.7%	86.6%	92.5%	87.5%	89.6%	89.7%	92.5%	86.1%

令和3年度 年間平均				
区分	全体	内訳		
		国	県	市町
実施率	90.9%	92.3%	94.2%	87.0%

毎月第2・第4土曜日は一斉休工！

“ふじ丸デー”

～県内公共工事の一斉休工に取り組みます！～



働きやすい職場環境を目指しています！

皆様の御理解と御協力をお願いします。

「ふじ丸」とは・・・

県内建設産業の働き方改革の取組を
応援することをイメージした
ロゴマークの愛称です。

建設現場も働き方改革@静岡

◆一斉休工日”ふじ丸デー” 令和4年度 実施日

4/9・23 5/14・28 6/11・25 7/9・23

8/13・27 9/10・24 10/8・22 11/12・26

12/10・24 1/14・28 2/11・25 3/11・25

(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県建設産業団体連合会

国土交通省中部地方整備局

静岡県

静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、
焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、
菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、
清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町（全35市町）

※災害対応・復旧工事等緊急性の高い工事は除きます。

お問合せ先

- ◆ 静岡県交通基盤部建設経済局建設業課
所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話番号 054-221-3057



(件名)

本県におけるCCUS(建設キャリアアップシステム)の現状について

(建設経済局建設業課)

1 概要

建設キャリアアップシステム(Construction Career Up System,略称 CCUS)とは、建設業に関わる技能者の資格・社会保険加入状況・現場の就業履歴などを建設技能者が所有するカードに登録・蓄積し、技能者の適正な評価や建設事業者の業務負担軽減に役立てるための仕組み。システムを活用して建設技能者の能力や就業履歴の見える化を図り、能力等に応じた処遇を受けられる適正な環境を整備する目的で、(一財)建設業振興基金が運営主体となり、平成31年4月から、本格運用が開始された。

2 CCUS 登録状況

(事業所数)

区分	全国		静岡県		
	事業所数(A)	増加率	事業所数(B)	増加率	対比(B/A)
平成31年4月末	10,998	—	176	—	1.6%
令和2年3月末	42,485	—	881	—	2.1%
令和3年3月末	101,103	238.0%	2,474	280.8%	2.4%
令和4年3月末	167,198	165.4%	4,447	179.7%	2.7%
令和4年6月末	180,372	107.9%	4,795	107.8%	2.7%

(技能者数)

区分	全国		静岡県		
	技能者数(C)	増加率	技能者数(D)	増加率	対比(D/C)
平成31年4月末	29,753	—	465	—	1.6%
令和2年3月末	220,701	—	4,081	—	1.8%
令和3年3月末	519,354	235.3%	10,932	267.9%	2.1%
令和4年3月末	858,768	165.4%	19,805	181.2%	2.3%
令和4年6月末	928,418	108.1%	21,494	108.5%	2.3%

※増加率はいずれも前年度末対比

3 静岡県の取組

CCUS 活用工事	契約締結後の受注者からの希望による受注者希望型として実施。現場就業履歴登録の確認ができた場合は、工事成績評定の「創意工夫」の項目に1点加点	令和4年度～
総合評価	元請がCCUSに事業者登録している場合に0.5点加点 CCUS活用工事において、活用申請した場合はさらに0.5点加点(R4～)	令和2年度～
入札参加資格	元請がCCUSに事業者登録している場合に10点加点	令和3年度～

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

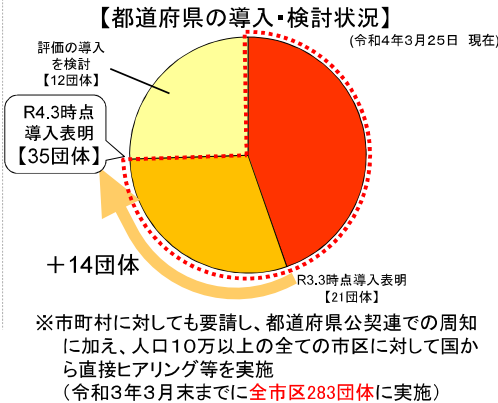
R2年度より、モデル工事を試行
 (事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点)

- 【土木工事】青字:令和4年7月以降入札公告工事より
- CCUS義務化・活用推奨モデル工事(義務化:全国で64件(R3年度契約)、活用推奨:全国で16件(R3年度契約))
 - ▶一般土木工事の本官発注分*について、原則モデル工事を実施(※北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象)
 - ▶これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえ、モデル工事を実施
 - ▶カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)
 - 地元業界の理解がある26都府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行
 - 【営繕工事】
 - CCUS活用推奨モデル営繕工事(全国で27件(R3年度契約))※予定を含む
 - 【港湾・空港工事】
 - CCUS活用モデル工事(全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

○35道府県が企業評価の導入を表明、他の全ての都道府県も検討を表明



独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)
- 水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施
- NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた26都府県で実施予定(他に5協会が検討中)
- 都道府県発注工事は、35道府県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明
 広がりをさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

(令和4年3月25日 現在)

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		●★	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	◎(予定)
岩手県		△	大阪府	●	◎(予定)
宮城県	●	◎★	兵庫県	●	◎
秋田県	●	◎(予定)	奈良県	●	△
山形県		◎(予定)	和歌山県	●	◎
福島県	●	◎(予定)◎	鳥取県		★(予定)
茨城県		◎	島根県	●	◎
栃木県	●	◎	岡山県	●	◎
群馬県	●	◎◎★	広島県	●	◎
埼玉県	●	◎★	山口県	●	◎(予定)
千葉県		△	徳島県		◎
東京都	●	△	香川県	◎	◎(予定)
神奈川県		△	愛媛県		◎★
新潟県		△	高知県	◎	△
富山県		△	福岡県		◎
石川県	●	◎	佐賀県	◎	△
福井県	●	◎	長崎県	◎	◎
山梨県	●	◎	熊本県		◎★
長野県		◎◎	大分県		△
岐阜県	●	◎★	宮崎県	●	◎◎★
静岡県	●	◎(予定)◎	鹿児島県	●	◎(予定)
愛知県	●	△	沖縄県	●	◎
三重県	◎	◎★			

(令和4年3月25日 現在)

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

● 評価実施
 ● R4年度中に評価導入予定
 ● 今後検討

- 【群馬県】モデル工事を実施
元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施
- 【長野県】総合評価等において加点
R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格8000万円以上が対象)等
- 【山梨県】総合評価において加点
県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で加点(試行)
- 【滋賀県】総合評価において加点
総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価(試行)
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価
- 【岡山県】全工事の成績評定において加点
R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点
- 【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点
R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ、うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点
- 【福島県】総合評価において加点
R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加
- 【静岡県】総合評価等において加点
総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点
- 【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施
R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況(令和4年3月25日 現在)

- モデル工事等工事評定での加点:さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市など
- ◎総合評価における加点:仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市など
- ◎入札参加資格での加点:千葉市、相模原市、郡山市など

<直轄Cランク工事>
 ● 都道府県建設業協会が賛同協会において検討中
 ※赤字は令和3年9月以降に表明されたもの
 ※カードリーダー等の費用は発注者が負担
 国土交通省調べ 等

<都道府県工事での評価>
 ● モデル工事等工事評定での加点
 ◎ 総合評価における加点
 ◎ 入札参加資格での加点
 ★ カードリーダー等費用補助
 △ 検討中
 ※赤文字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

国不建第54号
令和4年4月26日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

国土交通省
不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した
適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

適正な請負代金の設定や適正な工期の確保については、かねてより、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請（令和3年12月27日国総政第30号）」及び「公共工事品質確保法の趣旨の徹底について（令和4年3月8日付け事務連絡）」などにより周知しているところですが、現下の原材料費等の高騰の状況においては、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃上げに積極的に取り組むことができるようにするためにも、請負代金や工期について適切に対応することで、中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めることが重要です。

このような状況を踏まえ、国土交通省においては、政府全体の「転嫁対策に向けた集中取組期間」（令和4年1月～3月）において、昨今の資材や原油の価格高騰下における標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等についてモニタリング調査を実施したところ、受発注者間契約の15%、元請下請間契約の10%で「請負契約に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれていない」との回答が確認され、また、受発注者間契約の25%、元請下請間契約の14%で「物価等の変動に基づく請負金額の変更の申出を行ったものの、受け入れてもらえなかった」との回答が確認されました（別添「令和3年度資材や原油の価格高騰による影響確認に係るモニタリング調査」参照）。

建設工事の注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応じず、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条

の3（不当に低い請負代金の禁止）に違反するおそれがあります。また、建設工事の注文者が、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間、すなわち、「工期に関する基準（令和2年7月20日中央建設業審議会決定）」等に照らして不適正に短く設定された期間を工期とする請負契約を締結することは、同法第19条の5（著しく短い工期の禁止）に違反するおそれがあります。

つきましては、貴職におかれても、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、公共工事標準請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）（いわゆるスライド条項）及び第22条（受注者の請求による工期の延長）を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて適切な対応を図るよう、改めてお願いいたします。

また、請負代金の設定の際に原材料費の最新の取引価格を適切に反映するため、以下の点についてご対応いただくようお願いいたします。

- ・積算に用いる資材単価について、民間調査会社が作成する物価資料に掲載されている価格を活用している場合にあつては、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- ・積算に用いる資材単価について、貴職において独自に調査を実施した上で設定している場合（調査の実施を民間調査会社等に委託し、その調査結果を踏まえて設定している場合も含む。）にあつては、原材料費やエネルギーコストの高騰の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとることにより、市場における最新の取引価格を適切に把握するよう努めること。
特に、直近の調査において、最近の原材料費やエネルギーコストの高騰の状況が十分に反映されていない場合にあつては、次回の調査時期を可能な限り前倒しすること。
- ・工事における使用頻度が低いこと等により市場における最新の取引価格を把握するための情報が十分に得られにくい資材については、当該資材の販売者へのヒアリングや、同種・類似の資材の取引状況を参考とすること等により実態の把握に努めるとともに、必要に応じ見積書を積極的に活用すること。
- ・積算に用いる資材単価について、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いること。

あわせて、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますのでお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村、地方公社等に対しても、同様の対応を図るよう、改めて周知方お願いいたします。

静岡県部会の取組

静岡県 技術調査課

令和4年7月

県部会(R3)の開催実績

1) 第1回県部会

○令和3年7月27日開催

○議事

- ・中部ブロック発注者協議会の取組【中部地整】【東海財務】
- ・静岡県の取組【静岡県】
- ・静岡県部会の取組【静岡県】
- ・発注者支援について
 - ⇒ 指標・目標値(新・全国統一指標)の共有
 - ⇒ 令和3年度の取組について意見交換



第1回県部会の様子

2) 第2回県部会 WEB開催

○令和4年3月7日開催

○議事

- ・中部ブロック発注者協議会の取組【中部地整】【東海財務】
- ・県部会の取組状況【静岡県】
- ・新規ロードマップ策定【静岡県】
- ・“ふじ丸デー”の令和4年度からの取組
 - ⇒ 令和3年度の取組状況・課題について意見交換
 - ⇒ 新たな指標・目標値への見直しの決定(新規ロードマップ)

分科会(R3)の開催実績

第1回分科会(令和3年9月)

WEB開催(計4回)

- 中部ブロック発注者協議会の取組【中部地方整備局】
- 繰越制度、債務負担行為について【東海財務局】
- 静岡県部会の取組、目標値の見直し【静岡県】
 - ⇒県取組の紹介、市町の取組状況・課題について意見交換
 - ⇒ロードマップ見直しについて意見交換

第2回分科会(令和3年1・2月)

WEB開催(計2回)

- 令和3年度の取組状況等【静岡県】
- 新規ロードマップについて
- 施工時期の平準化の促進に向けた取組
 - ⇒各市町の取組状況・課題について意見聴取
 - ⇒新規ロードマップ案について意見交換
 - ⇒平準化率の取組事例を展開

分科会

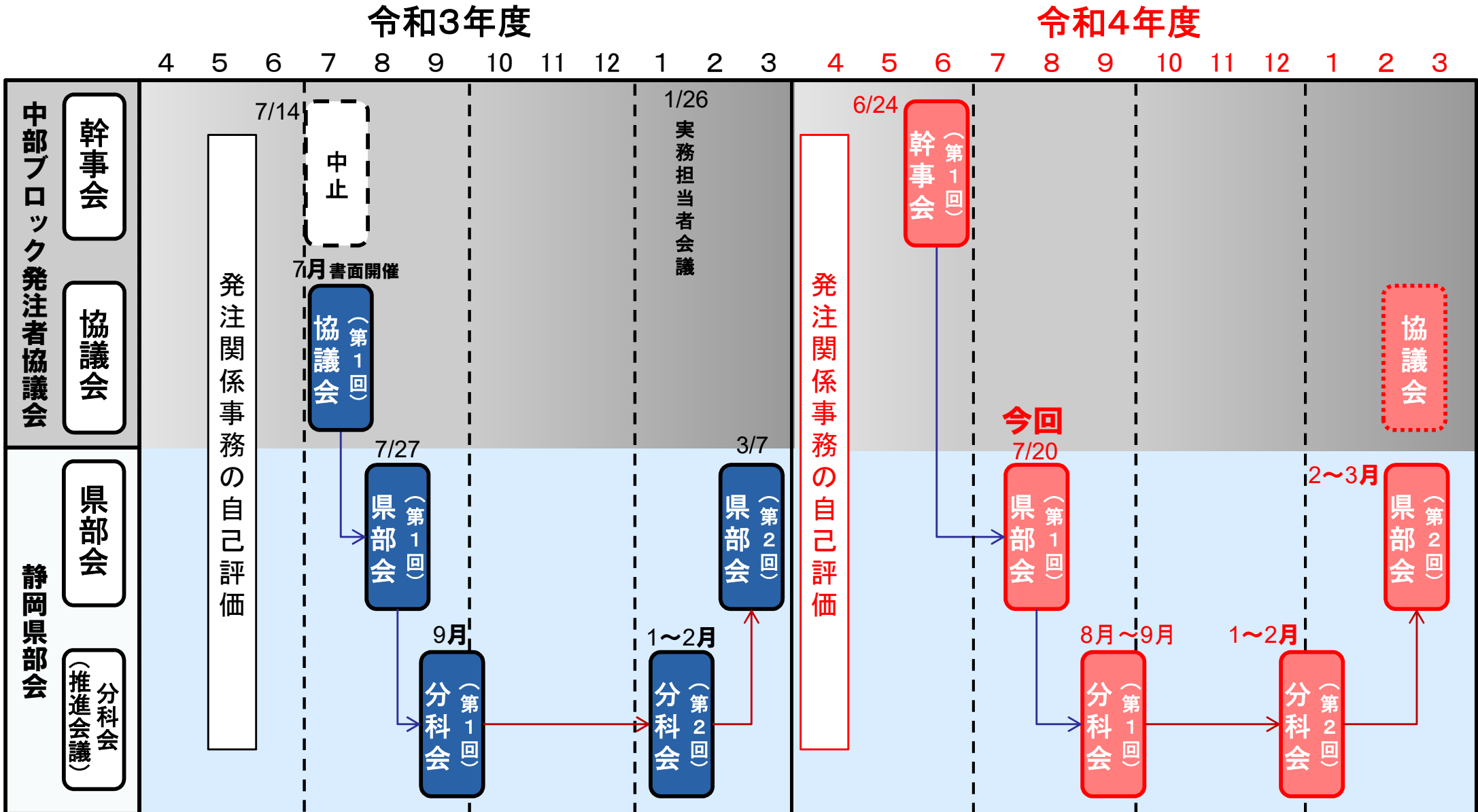
【目的】

公共工事の品質確保の促進に向けた取組を各市町の実務担当まで浸透させるため、**地区単位で市町を支援し**取組の推進を図る。

【構成】



県部会スケジュール



自己評価指標・目標値

工事

新・自己評価指標

	指標	目標値 (R6)
1	適正な予定価格の設定	100%
2	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	100%
3	平準化率	0.8
4	適正な工期設定	100%
5	週休2日工事の実施状況	100%
6	設計変更ガイドラインの策定・活用	100%
7	建設ICTの活用状況	100%
8	受発注者間の工事情報の共有状況 (ASP)	100%
9	総合評価落札方式の導入状況	100%

業務

新・自己評価指標

	指標	目標値 (R6)
1	適正な予定価格の設定	100%
2	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	100%
3	平準化率 (第4四半期納期率)	0.4
4	適正な履行期間の設定	100%
5	設計変更ガイドラインの策定・活用	100%
6	総合評価落札方式の導入状況	100%



新・全国統一指標

それ以外は 中部ブロック独自指標

⇒ 新たに設定された自己評価指標・令和6年度目標値を踏まえ、令和3年度に県部会ロードマップを見直した。

新たな指標・目標値

新・全国統一指標として設定された、新たな指標や令和6年度目標値を踏まえ、これまで県部会で**重点的に進めてきた取組**の指標及び目標値を見直した。

これまでの指標・目標値

今後の指標・目標値

重点項目	指標	目標	指標	目標
施工時期の平準化	平準率 α 4～6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数	【令和4年度】 0.6	地域平準化率 α 4～6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数	【令和6年度】 0.8 <small>※県・市町の各平準化率αを加重平均</small>
週休2日推進工事	週休2日推進工事の実施 週休2日対象工事を発注（1件以上）	【令和4年度】 全市町で実施	週休2日対象工事の設定率 <u>週休2日対象工事発注件数</u> 年度の発注工事件数 (週休2日に馴染まない工事は除く)	【令和6年度】 1.0 <small>※県・市町の各設定率を加重平均</small>
ダンピング対策【工事・業務】	低入札価格調査基準または最低制限価格の導入 両制度のどちらかを導入	【令和3年度】 全市町で導入	低入札価格調査基準または最低制限価格の設定率 <u>低入札又は最低制限を設定した入札件数</u> 年度の発注件数 (随契等は除く)	【令和6年度】 1.0 <small>※県・市町の各設定率を加重平均</small>

目標値を
上方修正

指標を
「設定率」に

指標を
「設定率」に

新規ロードマップ

各市町の年度目標も設定

R4.7

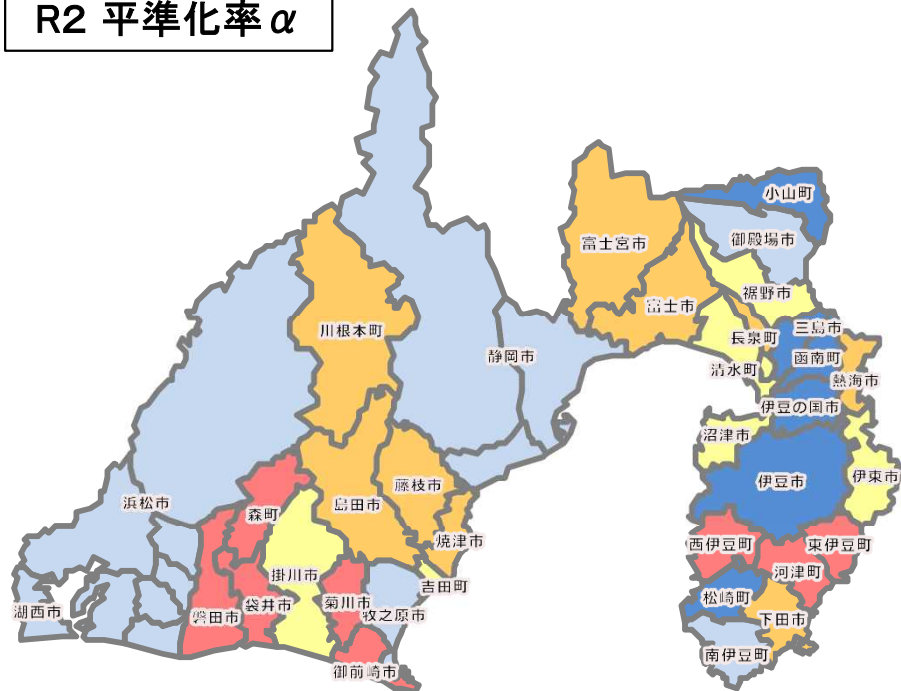
項目	取組指標		【県+35市町】目標・実績の集計値					【中部ブロック発注者協議会/県部会】 R6目標	
			R2	R3	R4	R5	R6		
① 平準化	平準化率 α	地域平準化率 4~6月期の工事平均稼働件数 /年度の工事平均稼働件数 【県・市町の加重平均】	目標		0.68	0.73	0.78	0.83	地域平準化率 α : 0.8以上
		実績	0.64	0.66	概ね 目標どおり				
② 週休2日工事	週休2日対象工事 の設定	設定率 週休2日対象工事発注件数/全発 注工事件数(週休2日に馴染まない 工事は除く) 【県・市町の加重平均】	目標		0.53	0.60	0.74	0.94	週休2日対象工事 設定率 : 1.0 (週休2日工事) 適正な工期設定 + 必要経費の補正
		実績	0.34	0.41	進捗 に遅れ				
	適正な工期設定	実施率 週休2日が確保できる工期設定の有 無 (実施市町/35市町)	目標	0.51	0.86	1.00	1.00	1.00	
		実績	0.37	0.49	進捗 に遅れ				
③ ダumping対策	(工事) 低入札または 最低制限価格 の設定	設定率 低入札価格調査基準又は最低制限 価格を設定した入札件数/年度の発 注工事件数(随契等は除く) 【県・市町の加重平均】	目標		0.94	0.95	0.96	1.00	低入札又は最低制限 の設定率 1.0
		実績	0.91	0.94	目標どおり				
	(業務) 低入札または 最低制限価格 の設定	設定率 低入札価格調査基準又は最低制限 価格を設定した入札件数/年度の発 注業務件数(随契等は除く) 【県・市町の加重平均】	目標		0.85	0.93	0.94	0.99	低入札又は最低制限 の設定率 1.0
		実績	0.82	0.85	目標どおり				

(1) 施工時期の平準化 【工事】

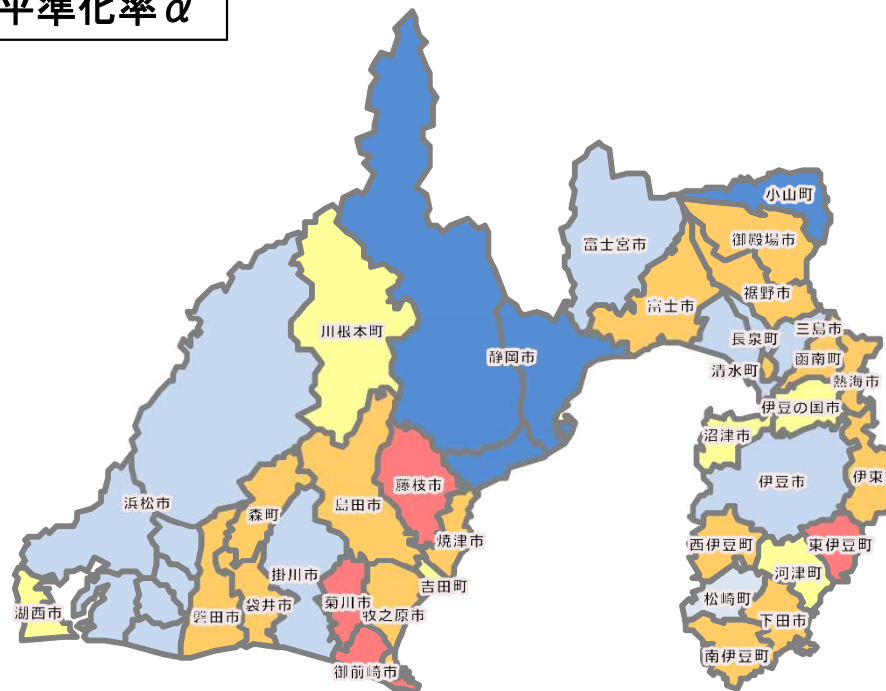
【目標】 R6年度までに、平準化率 $\alpha \cdot \beta$ を**0.8以上**

【実績】 R2 : $\alpha=0.64$ → R3 : $\alpha=0.66$ (※加重平均)

R2 平準化率 α



R3 平準化率 α



R2平準化率 α

α (加重平均) : R2 = 0.64

α	計
0.8以上	6市町
0.6~0.8	6市町
0.5~0.6	6市町
0.4~0.5	9市町
0.4未満	8市町

R3平準化率 α

α (加重平均) : R3 = 0.66

α	計
0.8以上	2市町
0.6~0.8	8市町
0.5~0.6	5市町
0.4~0.5	16市町
0.4未満	4市町

(2) 週休2日推進工事

【目標】 R6年度までに、「週休2日対象工事」**設定率を100%**

【実績】 週休2日対象工事設定率 **R3 : 41%**

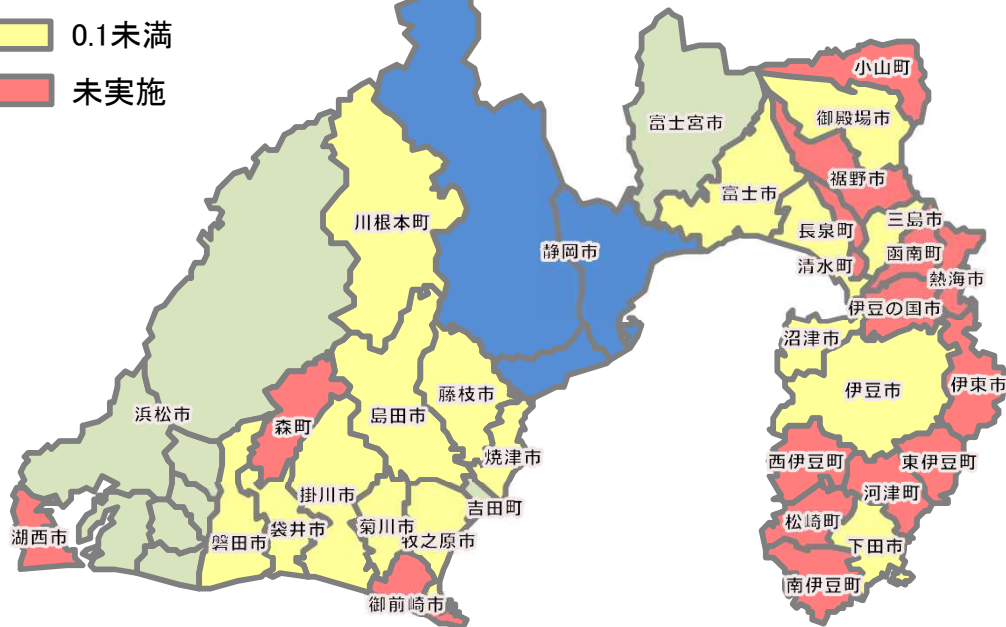
$$\text{設定率} = \frac{\text{週休2日対象工事発注件数}}{\text{全発注工事件数}}$$

(週休2日に馴染まない工事は除く)

※県・市町の設定率の加重平均

週休2日対象工事の設定率 (R3)

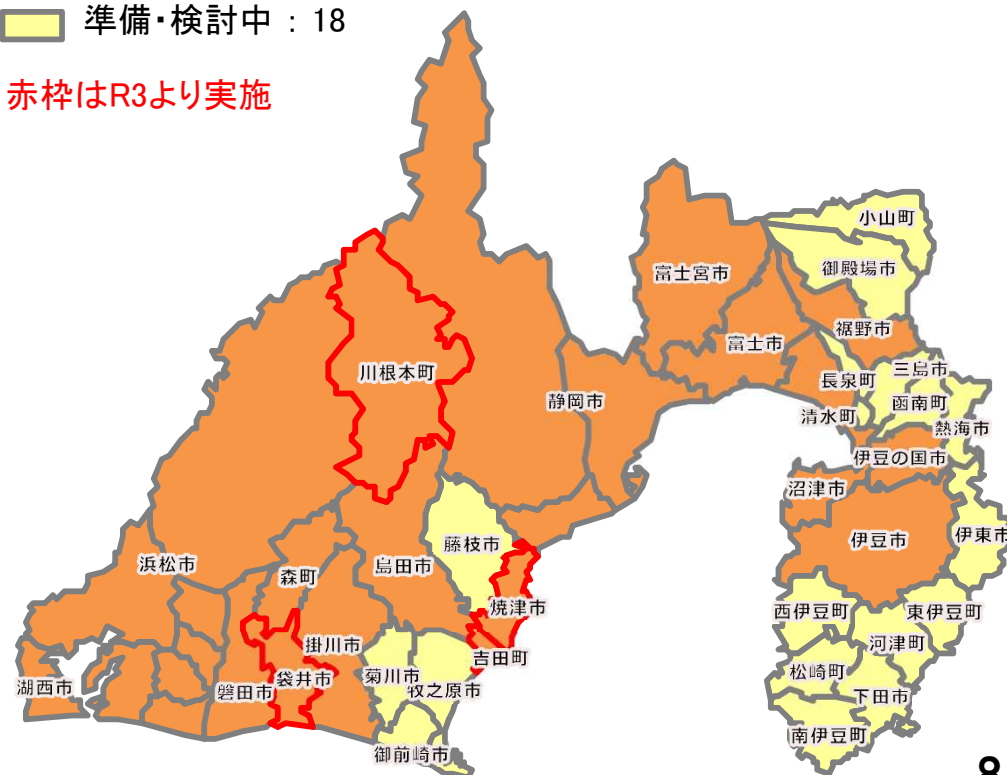
- 1.0
- 0.5以上～1.0未満
- 0.1以上～0.5未満
- 0.1未満
- 未実施



適正な工期設定 (R3)

- 実施 : 17
- 準備・検討中 : 18

赤枠はR3より実施



(3) 低入札価格調査基準・最低制限価格【工事・業務委託】

【目標】 R6年度までに、「低入札価格調査基準」または「最低制限価格」**設定率を100%に**

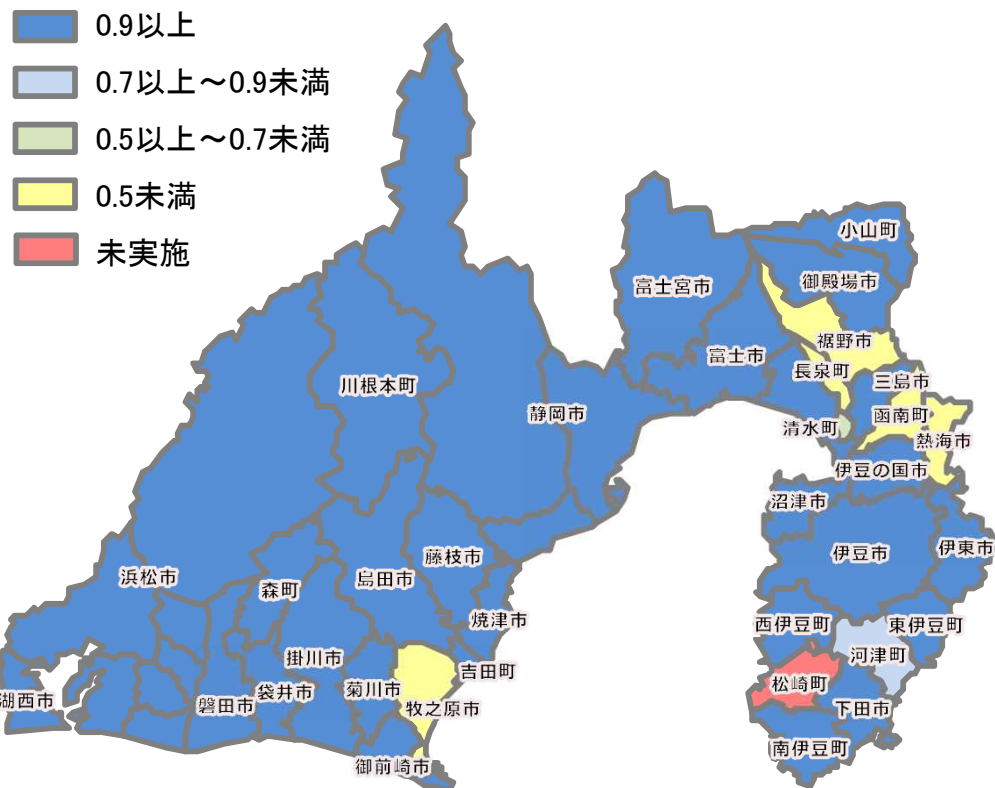
【実績】 **工事：R3：94%**

業務委託 R3：85%

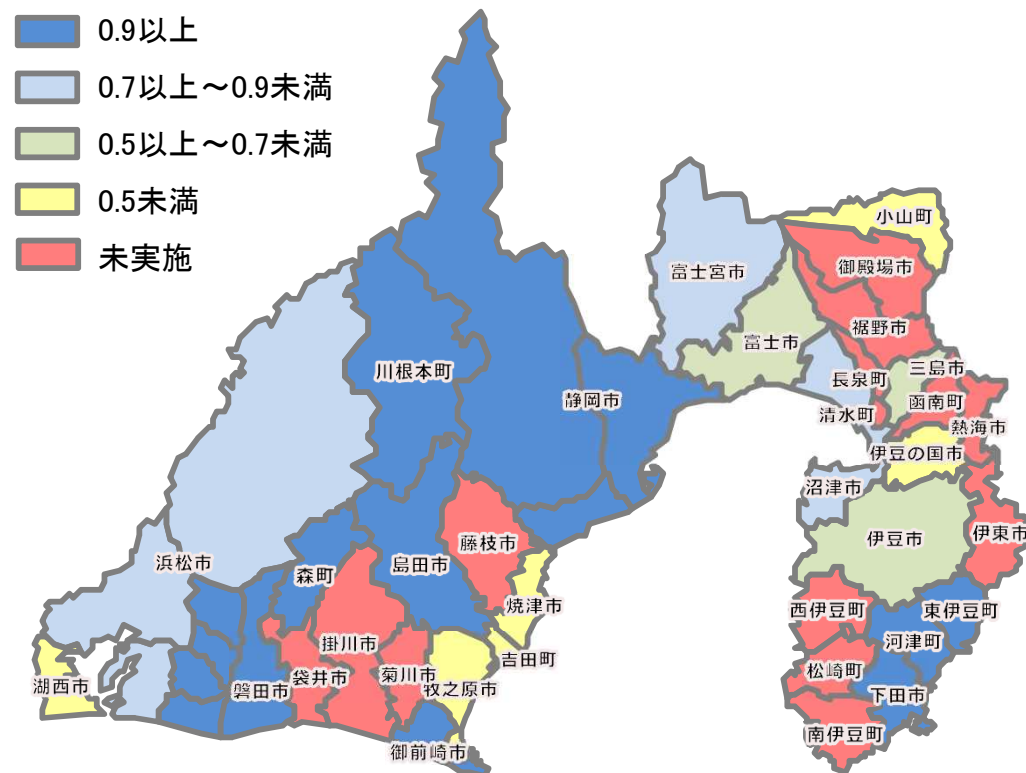
$$\text{設定率} = \frac{\text{低入札又は最低制限を設定した入札件数}}{\text{全発注件数(随契等は除く)}}$$

※県・市町の設定率の加重平均

【工事】設定率 (R3)



【業務】設定率 (R3)



平準化率 α

4~6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

	市町	R2 (実績)	R3 (目標)	R3 (実績)	R4 (目標)	R5 (目標)	R6 (目標)	R3稼働 工事量	増減 (R2→R3)
	静岡県	0.71	0.76	0.69	0.80	0.83	0.85	3,978	-0.02
賀茂	下田市	0.48	0.55	0.49	0.64	0.72	0.80	45	0.01
	東伊豆町	0.10	0.30	0.34	0.50	0.60	0.80	23	0.24
	南伊豆町	0.74	0.76	0.49	0.77	0.79	0.80	26	-0.25
	河津町	0.22	0.70	0.56	0.70	0.75	0.80	13	0.34
	松崎町	1.13	0.80	0.61	0.80	0.80	0.80	5	-0.52
	西伊豆町	0.35	0.45	0.49	0.60	0.70	0.80	16	0.14
東部	熱海市	0.43	0.40	0.41	0.45	0.50	0.80	67	-0.02
	伊東市	0.54	0.61	0.42	0.67	0.74	0.80	88	-0.12
	沼津市	0.59	0.60	0.67	0.62	0.65	0.80	344	0.08
	三島市	0.85	0.76	0.76	0.79	0.82	0.85	101	-0.09
	御殿場市	0.63	0.67	0.49	0.72	0.76	0.80	121	-0.14
	裾野市	0.54	0.61	0.48	0.67	0.71	0.80	67	-0.06
	伊豆市	0.92	0.65	0.60	0.70	0.75	0.80	74	-0.32
	伊豆の国市	0.83	0.60	0.57	0.67	0.73	0.80	65	-0.26
	函南町	0.97	0.59	0.47	0.66	0.73	0.80	51	-0.50
	清水町	0.58	0.60	0.42	0.69	0.75	0.80	44	-0.16
	長泉町	0.47	0.55	0.60	0.64	0.72	0.80	77	0.13
	小山町	0.91	0.72	0.82	0.75	0.77	0.80	64	-0.09
	富士宮市	0.44	0.53	0.72	0.62	0.71	0.80	157	0.28
	富士市	0.44	0.53	0.46	0.60	0.70	0.80	300	0.02
中部	静岡市	0.74	0.76	0.81	0.77	0.79	0.80	855	0.07
	焼津市	0.41	0.51	0.49	0.61	0.70	0.80	122	0.08
	藤枝市	0.45	0.54	0.36	0.63	0.71	0.80	192	-0.09
	島田市	0.47	0.43	0.42	0.60	0.70	0.80	133	-0.05
	川根本町	0.41	0.67	0.52	0.72	0.76	0.80	16	0.11
	牧之原市	0.62	0.67	0.43	0.71	0.76	0.80	58	-0.19
	吉田町	0.51	0.58	0.51	0.66	0.73	0.80	38	0.00
西部	浜松市	0.60	0.70	0.74	0.75	0.80	0.85	1,126	0.14
	磐田市	0.36	0.47	0.48	0.58	0.69	0.80	210	0.12
	掛川市	0.59	0.64	0.79	0.70	0.75	0.80	144	0.20
	袋井市	0.28	0.52	0.47	0.60	0.70	0.80	100	0.19
	菊川市	0.37	0.50	0.39	0.60	0.70	0.80	56	0.02
	御前崎市	0.37	0.50	0.35	0.60	0.70	0.80	52	-0.02
	森町	0.29	0.42	0.48	0.55	0.67	0.80	45	0.19
	湖西市	0.60	0.65	0.53	0.70	0.75	0.80	63	-0.07

人口10万人以上の市

8,936

	R2 (実績)	R3 (目標)	R3 (実績)	R4	R5	R6
集計値 (加重平均)	0.64	0.68	0.66	0.73	0.78	0.83

週休2日対象工事の設定割合

週休2日対象工事発注件数／全発注工事件数(週休2日に馴染まない工事は除く)

	市町	R2 (実績)	R3 (目標)	R3 (実績)		R4 (目標)	R5 (目標)	R6 (目標)	R4目標 備考	
				分子	分母					
静岡県										
		0.61	1.00	1,734 / 1,734		1.00	1.00	1.00	1.00	
賀茂	下田市	0.00	0.01	1	/57	0.02	0.05	0.10	1.00	完全週休2日を拡大予定
	東伊豆町	0.00	0.00	0	/0	0.00	0.20	0.50	1.00	
	南伊豆町	0.00	0.00	0	/41	0.00	0.20	0.50	1.00	
	河津町	0.05	0.00	0	/14	0.00	0.20	0.50	0.80	
	松崎町	0.00	0.00	0	/20	0.00	0.10	0.30	0.50	
	西伊豆町	0.00	0.00	0	/0	0.00	0.00	1.00	1.00	対象工事を精査し導入を検討する
東部	熱海市	0.00	0.00	0	/399	0.00	0.01	0.10	0.15	
	伊東市	0.00	0.00	0	/0	0.00	0.10	0.20	1.00	
	沼津市	0.00	0.10	9	/306	0.03	0.20	0.30	0.80	R2から試行開始
	三島市	0.00	0.01	1	/68	0.01	0.10	0.30	0.70	
	御殿場市	0.00	0.03	3	/94	0.03	0.05	0.50	1.00	
	裾野市	0.00	0.00	0	/79	0.00	0.10	0.35	0.70	
	伊豆市	0.00	0.02	1	/48	0.02	0.10	0.50	1.00	
	伊豆の国市	0.00	0.00	0	/57	0.00	0.00	0.05	1.00	
	函南町	0.00	0.00	0	/79	0.00	0.00	0.10	1.00	令和4年度中に要領を検討する。
	清水町	0.00	0.00	0	/58	0.00	0.02	0.10	1.00	
	長泉町	0.00	0.00	0	/80	0.00	一部実施	0.50	1.00	要領等を整備し、導入、数件の試行を目指す。
	小山町	0.00	0.00	0	/59	0.00	0.01	0.05	0.10	
	富士宮市	0.05	0.10	21	/201	0.10	0.20	0.50	0.70	
	富士市	0.01	0.03	5	/273	0.02	0.10	0.35	0.70	
中部	静岡市	0.89	1.00	418	/418	1.00	1.00	1.00	1.00	完全週休2日について、導入時期検討中
	焼津市	0.00	0.05	6	/143	0.04	0.10	0.50	1.00	週休2日工事を拡大予定
	藤枝市	4件	5件	9	/183	0.05	20件	100件	1.00	
	島田市	1/158 0.00	8/151 0.05	8	/168	0.05	0.20	0.50	1.00	
	川根本町	0.00	0.10	1	/35	0.03	0.30	0.65	1.00	
	牧之原市	0.04	0.28	1	/118	0.01	0.52	0.76	1.00	
	吉田町	0.00	0.10	7	/32	0.22	0.30	0.65	1.00	R4年度より本格実施のため、今後拡大を予定
西部	浜松市	0.19	0.30	298	/733	0.41	0.53	0.76	1.00	発注件数は発注見通し公表件数、R4目標 設定率43%
	磐田市	実施本数 2本	実施本数 4本	4	/236	0.02	実施本数 30本	0.50	1.00	
	掛川市	0.00	0.00	0	/111	0.01	0.05	0.50	1.00	
	袋井市	0.01	0.01	1	/123	0.01	0.80	0.80	0.80	原則、選択型週休2日で発注 R4目標80%
	菊川市	0.00	0.02	1	/111	0.01	0.10	0.50	1.00	1件実施予定
	御前崎市	0.00	0.00	0	/46	0.00	0.20	0.60	1.00	
	森町	0.00	0.00	0	/52	0.00	0.00	0.00	0.02	要領等が未整備のため、導入時期未定
	湖西市	0.14	0.11	0	/56	0.00	0.25	0.50	0.75	1件実施する

人口10万人以上の市

	R2 (実績)	R3	R3 (実績)	R4	R5	R6
集計値 (加重平均)	0.34	0.53	0.41	0.60	0.74	0.94

適正な工期設定

週休2日が確保できる工期設定

	市町	R2 (実績)	R3 (目標)	R3 (実績)	R4 (目標)	R5 (目標)	R6 (目標)	R4目標 備考
	静岡県	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
賀茂	下田市	検討	検討	未実施	実施	実施	実施	静岡県ガイドラインを準用
	東伊豆町	-	-	未実施	実施	実施	実施	
	南伊豆町	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施	
	河津町	設定方法の検討	設定基準・要領を作成	未実施	実施	実施	実施	
	松崎町	設定方法の検討	設定基準・要領を作成	未実施	実施	実施	実施	積上げ方式で工期を算出する。 (県要領を準用)
	西伊豆町	検討中	検討中	未実施	実施	実施	実施	
東部	熱海市	未着手	未着手	未実施	実施	実施	実施	
	伊東市	実施	実施	未実施	実施	実施	実施	
	沼津市	実施	実施	実施	実施	実施	実施	国・県の基準を準用
	三島市	検討	実施済	未実施	実施	実施	実施	
	御殿場市	設定基準等を検討	実施	未実施	実施	実施	実施	
	裾野市	未実施	要領作成	実施	実施	実施	実施	
	伊豆市	-	要領作成	実施	実施	実施	実施	静岡県の設定基準を準用
	伊豆の国市	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	函南町	-	-	未実施	実施	実施	実施	令和5年度までに要領策定予定
	清水町	設定方法の検討	設定方法の検討	未実施	実施	実施	実施	積上げ方式で工期を算出する。 (県要領を準用)
	長泉町	未導入	検討・要領作成	未実施	実施	実施	実施	
	小山町	検討	検討	未実施	実施	実施	実施	
	富士宮市	実施	実施	実施	実施	実施	実施	中建審基準を参考に適正な工期を設定
	富士市	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
中部	静岡市	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	焼津市	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	藤枝市	実施	実施	未実施	実施	実施	実施	積上げ方式で工期を算出する。 (県要領を準用)
	島田市	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	川根本町	設定方法の検討	設定基準・要領を作成	実施	実施	実施	実施	
	牧之原市	実施	実施	未実施	実施	実施	実施	
	吉田町	設定方法の検討	設定基準・要領を作成	実施	実施	実施	実施	県の基準に準拠 （「公共土木工事 工期設定の考え方」による）
西部	浜松市	実施	実施	実施	実施	実施	実施	国土交通省大臣官房 技術調査課監修 「公共土木工事 工期設定の考え方」に準拠
	磐田市	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	掛川市	設定方法の検討	設定基準・要領を作成	実施	実施	実施	実施	工期設定基準の検討
	袋井市	設定基準・要領を作成	実施	実施	実施	実施	実施	静岡県の基準を準用
	菊川市	各課によって対応	各課によって対応	未実施	各課によって対応	各課によって対応	各課によって対応	ガイドライン等整備予定なし
	御前崎市	未実施	未実施	未実施	要領作成 一部実施	実施	実施	
	森町	一部実施	一部実施	実施	一部実施	一部実施	一部実施	静岡県積算システムの工期設定を適用
	湖西市	実施	実施	実施	実施	実施	実施	

集計値 (実施市町/全 35市町)	R2 (実績)	R3	R3 (実績)	R4	R5	R6
	37%	54%	49%	100%	100%	100%

低入札又は最低制限の設定割合【工事】

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数／年度の発注工事件数(随契等は除く)

	市町	R2 (実績)	R3 (目標)	R3 (実績)	R4 (目標)	R5 (目標)	R6 (目標)	R4目標 備考
静岡県								
賀茂	下田市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	全工事で実施
	東伊豆町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	南伊豆町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	河津町	1.00	1.00	0.71	1.00	1.00	1.00	予定価格500万円以上の工事で実施。
	松崎町	1.00	1.00	0.00	1.00	1.00	1.00	
	西伊豆町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
東部	熱海市	0.03	0.09	0.05	0.05	0.07	1.00	5,000万円以上の工事実施
	伊東市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	全工事で実施
	沼津市	0.94	0.90	0.90	0.90	0.90	1.00	機器比率の高いもの等特別なものは原則設定
	三島市	0.96	0.97	0.96	0.98	0.99	1.00	解体など除き全工事で実施
	御殿場市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	全工事で実施
	裾野市	0.56	0.60	0.42	0.70	0.80	1.00	予定価格1,000万円以上の工事で実施
	伊豆市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	全ての工事で実施
	伊豆の国市	0.47	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	R4年度より見積の割合が高い工事は除外を検討中
	函南町	0.15	0.13	0.45	0.20	0.50	1.00	3,000以上又は補助・交付金事業で実施
	清水町	0.42	0.57	0.55	0.57	0.57	1.00	1,000万円以上の工事で実施
	長泉町	0.05	0.10	0.09	0.40	0.70	1.00	予定価格1億円以上の工事で実施
	小山町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	富士宮市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
富士市	1.00	1.00	0.97	1.00	1.00	1.00		
中部	静岡市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	焼津市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	藤枝市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	解体工事を除く
	島田市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	川根本町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	牧之原市	0.43	0.57	0.42	0.71	0.85	1.00	
	吉田町	0.96	1.00	0.91	1.00	1.00	1.00	入札案件の工事で実施
西部	浜松市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	発注見直し公表件数
	磐田市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	全工事で実施
	掛川市	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	袋井市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	全工事で実施
	菊川市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	最新モデルを採用する
	御前崎市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	森町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	全工事で実施
	湖西市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	

集計値 (加重平均)	R2 (実績)	R3	R3 (実績)	R4	R5	R6
	0.91	0.94	0.94	0.95	0.96	1.00

低入札又は最低制限の設定割合【業務】

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数／年度の発注業務件数（随契等は除く）

	市町	R2 (実績)	R3 (目標)	R3 (実績)	R4 (目標)	R5 (目標)	R6 (目標)	R4目標 備考
賀茂	静岡県	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	下田市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	東伊豆町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	南伊豆町	0.00	0.00	0.00	0.30	0.50	1.00	
	河津町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	予定価格50万円以上の測量、建設コンサルタント、地籍調査、補償コンサルタント業務で実施
	松崎町	0.00	0.00	0.00	0.10	0.30	1.00	
	西伊豆町	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	1.00	
東部	熱海市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	設定案件を検討
	伊東市	検討	要綱の作成導入の決定	0.00	1.00	1.00	1.00	
	沼津市	0.61	0.60	0.71	0.60	0.60	1.00	予定価格500万円以上の業務で原則実施
	三島市	0.47	0.57	0.62	0.60	0.80	1.00	
	御殿場市	0.00	0.00	0.00	0.10	0.50	1.00	
	裾野市	0.00	0.00	0.00	0.60	0.70	0.85	
	伊豆市	0.00	0.30	0.59	0.30	0.30	0.30	最低制限を建設関連業務委託について実施。建設関連業務委託は全業務委託の約3割
	伊豆の国市	0.00	0.25	0.30	0.25	0.25	1.00	500万円以上の業務で実施
	函南町	-	-	0.00	0.10	0.30	1.00	令和4年度に導入の検討を実施予定
	清水町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	1.00	
	長泉町	未導入	検討・要領作成	0.00	0.40	0.70	1.00	最低制限価格又は低入札価格調査制度の導入検討
	小山町	0.00	0.03	0.07	1.00	1.00	1.00	
	富士宮市	0.58	0.80	0.84	0.85	0.90	1.00	
	富士市	0.73	0.65	0.65	0.75	0.87	1.00	
	中部	静岡市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
焼津市		0.00	0.25	0.25	1.00	1.00	1.00	
藤枝市		0.00	0.50	0.00	1.00	1.00	1.00	
島田市		0.93	0.97	1.00	0.90	1.00	1.00	100万円以上が対象
川根本町		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
牧之原市		0.52	0.64	0.47	0.76	0.88	1.00	50万円以上の委託で実施
吉田町		0.20	0.40	0.20	0.60	0.80	1.00	R4より要領制定。本格実施。
西部	浜松市	1.00	1.00	0.80	1.00	1.00	1.00	発注見直し公表件数
	磐田市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	掛川市	未導入	検討・要領作成	0.00	1.00	1.00	1.00	
	袋井市	設定方法の検討	設定基準・要領を作成	0.00	1.00	1.00	1.00	R4発注より全部設定
	菊川市	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	1.00	要領を策定し、一部の業務で実施する。
	御前崎市	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
	森町	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	全業務で実施
	湖西市	0.00	0.50	0.25	0.50	1.00	1.00	500万円以上の工事に関する業務で一致

集計値 (加重平均)	R2 (実績)	R3	R3 (実績)	R4	R5	R6
	0.82	0.85	0.85	0.93	0.94	0.99

発注者支援機関における発注者支援について
～ 発注者と共に～ 発注者の立場で各種業務を実施します ～



裾野長泉斎苑 麗峰の丘（裾野市長泉町衛生施設組合） 実施設計パース

令和4年7月20日（水）

（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター

1 発注者の責務と発注者支援機関の活用

<公共工事の品質確保に関する法律における発注者の責務>

○適正な予定価格の設定

（適切な仕様書、市場単価・工期等の実態を的確に反映）

○不調・不落の場合の見積徴収等による適正な予定価格の設定

○低入札調査価格及び査定制限価格の設定

○適正な工期 など

⇒発注者の責務等を踏まえ、発注関係事務を適切に実施することが困難

○発注関係事務を適切に実施できる者（発注者支援機関）の活用

（発注関係事務の全部又は一部）

○発注関係事務を公正に行うことができる者の選定が必要



2 発注者支援機関の認定

○（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター

⇒静岡県内の建築に係る唯一の認定機関

○「品質確保に関する推進協議会」により認定

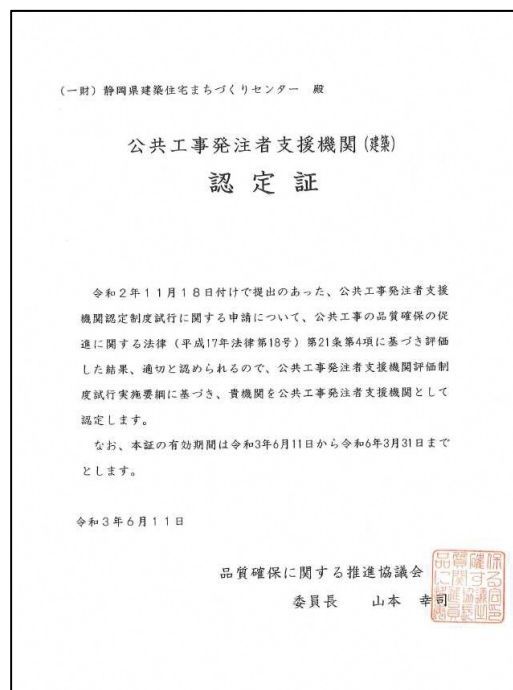
○品質確保に関する推進協議会

・ 構成員

中部地方整備局、学識者、東海4県、
東海4県内政令市

・ 目的

発注機関事務を適正・公正に行うことが
できる者を評価して認定



3 （一財）静岡県建築住宅まちづくりセンターの発注者支援（公共工事支援）

（1）特徴

県内唯一の建築の認定機関であることから単独随意契約による受託が可能である。また、センターでは、設計者の選定など、発注者の立場で次の特性を生かして業務を遂行できる。

○中立性 財団法人で公共性の高い業務実施団体である。

⇒発注関係図書作成などの準備段階で業者さんの関与不要

○守秘性 建築確認検査機関で公共性が前提の団体

○確実性 県や市で営繕を担当し公共工事に精通した支援技術者が多数

（2）メリット（効果）

- 発注業務及び工事監理など技術に関する事務を円滑に実施できる。
- 総合評価方式などの経験がない市町において、価格以外の技術的要素を踏まえた多様な入札により、受注者の選定を行うことができる。
- まちづくりセンターが市町の立場で業務を行うため、発注者は、利害関係者との直接的な接触がない。⇒利害関係者との不適切な関係のリスクを低減。
- 事業量の変動に臨機に対応可能（市町職員の業務量の平準化）
 - ・市町にとって、数年に1度実施されるような規模の大きな事業（例：学校建替えなど）や特定天井など頻度の少ない業務を実施するにあたって、新たに職員を手当しないで事業実施できるため、費用的負担が少ない。
 - ・検査業務など年度末に集中する業務を現状の職員数（体制）で実施可能。
- 設計者や施工者以外の技術的判断により、全体事業費は低減可能。（定性的）
- 適切な受注者選定プロセスにより品質確保が図られる。また、適正な時期及び内容の変更事務処理を行うことができる。

4 （一財）静岡県建築住宅まちづくりセンターの公共工事支援の実績

（1）過去5年間の実績件数

年 度	件 数	発注者
平成28年度	3件	吉田町、県立がんセンター、浜名湖競艇企業団
平成29年度	2件	静岡県企業局、掛川市
平成30年度	4件	静岡県企業局、裾野市・長泉町衛生組合、長泉町、御前崎市
令和元年度	7件	静岡県企業局、裾野市・長泉町衛生組合、掛川市、牧之原市、菊川市、吉田町、御前崎市
令和2年度	9件	静岡県企業局、裾野市・長泉町衛生組合、菊川市、御前崎市、藤枝市立病院、浜名湖競艇企業団
令和3年度	7件	菊川市、御前崎市、吉田町、裾野市・長泉町衛生組合、榛原総合病院、浜名湖競艇企業団

（2）公共工事支援の具体的内容

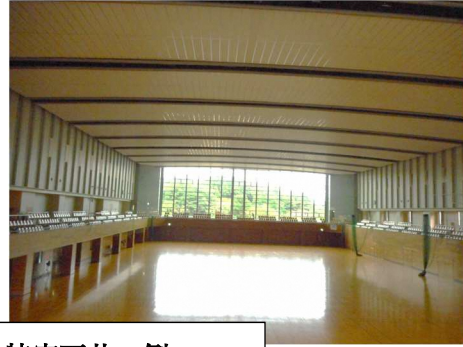
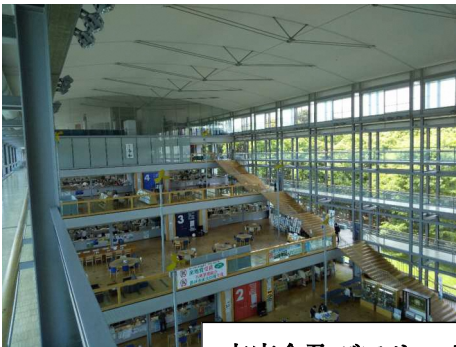
- ア 概算事業費（設計・建設に要する費用）の算出
- イ 設計委託発注に伴う発注図書等の作成
（設計委託料の算出、特記仕様書の作成、設計に求められる要求水準設定など）
- ウ 設計への技術的助言及び設計成果品の検収
- エ 工事施工者選定前の発注図書作成

- オ 工事監理における監督業務の支援
- カ 工事の検査支援、完成図書の検収
- キ RIBCによる単価入力（設計書作成支援）
- ク 施設の劣化状況調査及び修繕計画の作成支援 など

(3) 公共工事支援（建築）の例

- ア 特定天井に関する適切な工法の選択など（掛川市）

○既存天井の状況、施設の利用方法、コストなどを総合的に勘案し、適切な天井改修工法の提案



市庁舎及びアリーナにおける特定天井の例

- イ 空調設備の設計業務（吉田町）

○設計委託料算出、特記仕様書作成など

委託発注図書の作成、空調方式の比較等、設計成果品の検収、検査支援



大きな空間を有する体育館の空調設備設置の例

- ウ デザインビルド方式（設計施工一括発注）による発注等（御前崎市）

○デザインビルド方式による発注において、要求水準書の作成、受注者選定支援、変更設計支援、完成図書検収など



デザインビルドによる中学校整備の例

エ デザインビルド方式（設計施工一括発注）による発注等（吉田町）

- デザインビルド方式における実施要項、要求水準書及び審査要領等の作成支援並びに設計施工一括契約約款検討
- 審査委員会の委員として参加
- 設計内容の確認、工事監督支援



デザインビルドによる水防センターの例

○吉田町 水防センター事業実施例（設計施工一括方式）

- ・まちづくりセンターとの契約：R3.7.30～R4.3.31
- ・水防センター規模構造：鉄骨造（建築用コンテナ）平屋 81.66 m²

項目	まちづくりセンター支援内容	回数
事業開始前協議	事業執行方法、事業実施の課題協議	1回
公告書類作成協議	実施要領、要求水準、企画提案書作成要領、審査基準等、公告書類作成	5回
審査会①	外部学識の委員として参加 (実施要領、審査基準等の審査)	—
契約約款関係	他自治体の事例調査、約款作成方針の提案、契約約款特記事項作成	4回
審査会②	外部学識の委員として参加 (事業者提案内容の審査、事業者選定)	—
設計	要求水準への適合状況の確認 設計図、内訳書の確認	7回
工事 (現場+書類)	工事監督支援 ・実施工程表、施工計画書の確認 ・基礎、コンテナ据付状況確認 ・内外装施工状況確認 ・完成検査前の確認	4回

（計 協議等：21回、審査会2回）

オ その他

- ・耐震補強工事の設計支援、工事監理支援
- ・設計発注、工事完成検査など部分的な業務にも対応（事業の各段階）
- ・電気設備や機械設備の分離発注にも対応

公共工事支援実績一覧（過去3年+α）

（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター

年度	No	業務名	発注者	概要
令和元年度	1	菊川市本庁舎躯体等老朽度調査に係る技術支援業務委託	菊川市	本庁舎の躯体、外壁及び設備等の劣化状況調査に係る委託発注図書の内容の作成、調査内容の確認、調査報告書の検収
	2	掛川市本庁舎特定天井改修工事発注支援業務	掛川市	現況の課題抽出、改修方針の検討、設計・工事の発注方式の検討
	3	牧之原市清和会館改修工事基本設計技術支援業務委託	牧之原市	国庫補助金申請書作成支援、委託用目標直接工事費の算出、設計委託料の算出
		相良公民館解体工事基本設計技術支援業務委託	牧之原市	設計委託用目標工事費の算出、設計委託発注図書作成等
		牧之原市老人会館解体工事監理技術支援業務委託	牧之原市	施工計画書及び仮設設置状況等確認・杭引抜等立会い・廃棄物処理の確認等監督支援、検査支援
	4	御前崎市立浜岡中学校校舎改築事業に係る技術支援業務	御前崎市	校舎設計図面の要求水準整合確認、内訳書確認、解体工事設計図等の検収、アスベスト除去方法の確認等
	5	吉田町総合体育館空調設備設置工事実施設計業務に係る技術支援業務委託	吉田町	設計と条件の整理及び空調方式の検討、設計委託発注図書の作成、設計内容の審査
6	滝戸監視所管理棟改築工事に伴う技術支援業務委託（R1～R2）	県企業局	H29に作成した設計図書の見直し、修正（成果品の確認・修正、特記仕様書最新版へ、見積徴収等）	
7	裾野市長泉町衛生施設組合新火葬場施設工事監理に係る支援業務委託（R1～R3）	裾野市、長泉町	工程会議、現場確認等工事監督支援、検査立会い等	
令和2年度	1	菊川市本庁舎改修計画策定に係る支援業務	菊川市	耐震補強計画の検討、長寿命化改修に係る課題整理、制振による耐震補強事例の調査・視察
	2	中央スタンド特定天井他改修工事計画策定及び発注者支援業務	浜名湖競艇企業団	現地調査・課題整理、居ながら工事の事例収集、設計及び改修工事発注方式の検討
	3	御前崎市御前崎学校給食センター解体工事設計に係る支援業務	御前崎市	学校給食センター解体設計の審査・確認
	4	藤枝市立総合病院長寿命化改修工事に伴う発注者支援業務委託	藤枝市立病院	本館屋上防水及び外壁改修工事の設計に係る設計委託発注支援並びに改修工法等内容確認等
	5	御前崎市立浜岡中学校校舎改築事業に係る支援業務委託	御前崎市	駐輪場設計図書の検収、校舎建築工事の設計変更図書の確認、校舎の出来形確認
	6	（再掲）御前崎市立浜岡中学校校舎改築事業に係る技術支援業務（繰越）	御前崎市	校舎設計図面の要求水準整合確認、内訳書確認、解体工事設計図等の検収、アスベスト除去方法の確認等
	7	富士川浄水場浦原取水場屋上防水改修工事監理等に係る技術支援業務委託	県企業局	工事発注図書の作成支援（RIBCによる設計書、特記仕様書等の作成）、工事監督支援、検査支援
	8	（再掲）滝戸監視所管理棟改築工事に伴う技術支援業務委託（R1～R2）	県企業局	H29に作成した設計図書の見直し、修正（成果品の確認・修正、特記仕様書最新版へ、見積徴収等）
	9	（再掲）裾野市長泉町衛生施設組合新火葬場施設工事監理に係る支援業務委託（R1～R3）	裾野市、長泉町	工程会議、現場確認等工事監督支援、検査立会い等
令和3年度	1	菊川市役所本庁舎改修計画作成に係る支援業務委託	菊川市	耐震補強計画策定の設計委託発注図書の作成、長寿命化改修計画作成支援、課題の整理等
	2	御前崎市立浜岡中学校校舎改築事業に係る支援業務委託	御前崎市	外構工事の完成図書の確認及び検収支援（検査支援）
	3	御前崎市御前崎学校給食センター解体工事に係る技術支援業務委託	御前崎市	御前崎学校給食センター解体工事に係る監督支援（アスベスト含有建材の施工方法確認等）
	4	榛原総合病院組合長寿命化改修工事に伴う発注者支援業務委託	榛原総合病院組合	屋上防水改修の設計委託発注図書の作成支援、工事発注図書の検収、工事監督支援
	5	中央スタンド特定天井他改修工事設計発注者支援業務委託	浜名湖競艇企業団	特定天井他改修工事設計委託発注図書作成支援、設計内容の確認、企業団設計審査会の支援
	6	水防センター整備事業に係る技術支援業務委託	吉田町	水防センター整備に伴う設計施工一括発注図書の作成支援、設計内容確認支援、工事監督支援
	7	（再掲）裾野市長泉町衛生施設組合新火葬場施設工事監理に係る支援業務委託（R1～R3）	裾野市、長泉町	工程会議、現場確認等工事監督支援、検査立会い等

〈参考〉令和4年度実施中の公共工事支援の概要

- ・ 屋上防水工事の監督支援業務
 - ・ 学校施設の劣化診断及び長寿命化計画作成支援
 - ・ 特定天井改修工事の監督支援業務
 - ・ 公共下水道接続設計の発注図書作成及び設計審査等支援
 - ・ RIBCによる設計書作成支援、内訳書の確認
- 上記以外に2件について支援検討中

－発注者である市町の立場で中立的に対応いたします。－
お気軽にお問合せ、ご相談ください。

お問い合わせ先

（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター 建築事業部公共工事支援課

○電 話：054-202-5571

○FAX：054-285-8787

○E-mail：koukyou@shizuoka-kjm.or.jp

令和4年中部ブロック発注者協議会静岡県部会 R4.7.20



[お客様と共に歩む]

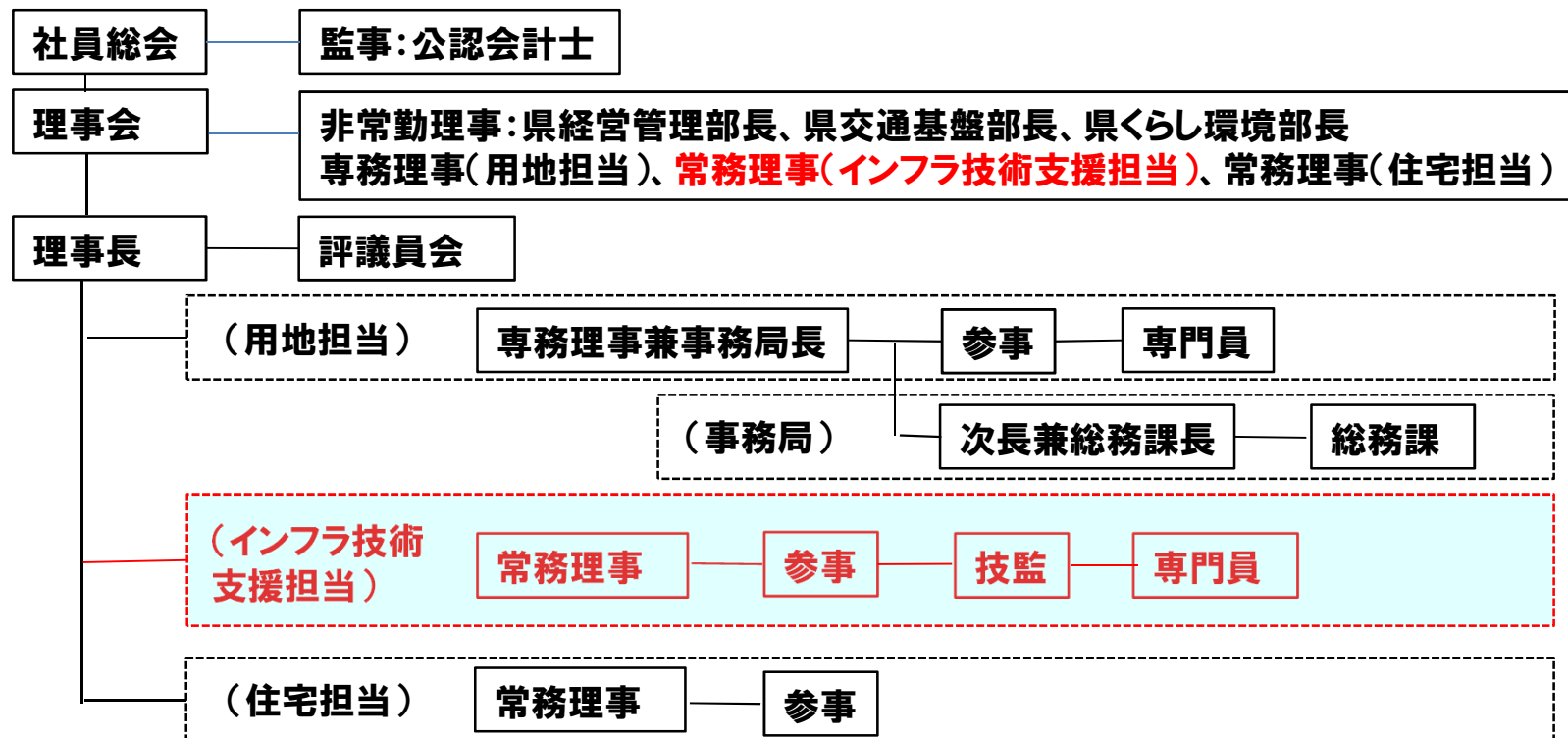
一般社団法人 ふじのくにづくり支援センター

支援センター(インフラ技術支援担当)

◇ 設立の経緯

- 平成15年度に、三公社の総務、経理部門を統合し、静岡県地域整備センターを設立
- 平成27年4月に、市町・県の行政改革に資する取組を推進するため、任意団体であった静岡県地域整備センターを発展的解消し、三公社が社員となり一般社団法人ふじのくにづくり支援センターを設立
- 設立後は市町・県のニーズに応じ、公共工事の発注者支援事業、地籍調査事業を中心に活動

◇ 組織体制



支援センター(インフラ技術支援担当)

◇増加する自治体のインフラ整備への貢献

○自治体の課題

- ・ 橋梁等道路施設の老朽化
静岡県内の政令市を除く市町管理橋梁は16,600橋
～今後、建設後50年経過橋梁の割合が大幅に増加
- ・ 公物管理者の業務増加
道路法改正による橋梁等の近接目視点検義務化（5年に1回）等、維持管理の強化
公共工事品確法改正による発注関係事務の適切な実施等、発注者責務の明確化
- ・ 土木技術職員の不足
県内で、土木技術者がいない又は10人未満の市町は約半数

○ふじのくにづくり支援センターのインフラ技術支援業務

- ・ 本来、自治体職員が行う事務について、自治体職員に代わり職員・技術力の不足を補う支援を行います。
- ・ 公共工事発注関係事務の支援
「積算」、「監督・検査」、「工事成績評定」、「技術提案の審査」
- ・ 設計、橋梁点検等の技術支援、道路管理の支援
道路等の設計や橋梁点検に係る技術アドバイス、道路パトロールの代行

支援センター(インフラ技術支援担当)

◇公共工事発注者支援機関

「品質確保に関する推進協議会」の厳正な評価の下、公共工事の発注関係事務を適切かつ公正な立場で継続して円滑に行うことができる者として、令和2年1月に再認定された。**土木部門では静岡県唯一の「公共工事発注者支援機関」**



令和2年2月26日県知事へ認定を報告

(一社)ふじのくにづくり支援センター 殿

公共工事発注者支援機関(土木)

認定証

令和元年11月12日付けで提出のあった、公共工事発注者支援機関認定制度試行に関する申請について、公共工事の品質確保の促進に関する法律第21条第4項に基づき評価した結果、適切と認められるので、公共工事発注者支援機関評価制度試行実施要綱に基づき、貴機関を公共工事発注者支援機関として認定します。

なお、本証の有効期間は令和2年1月30日から令和5年3月31日までとします。

令和2年1月29日

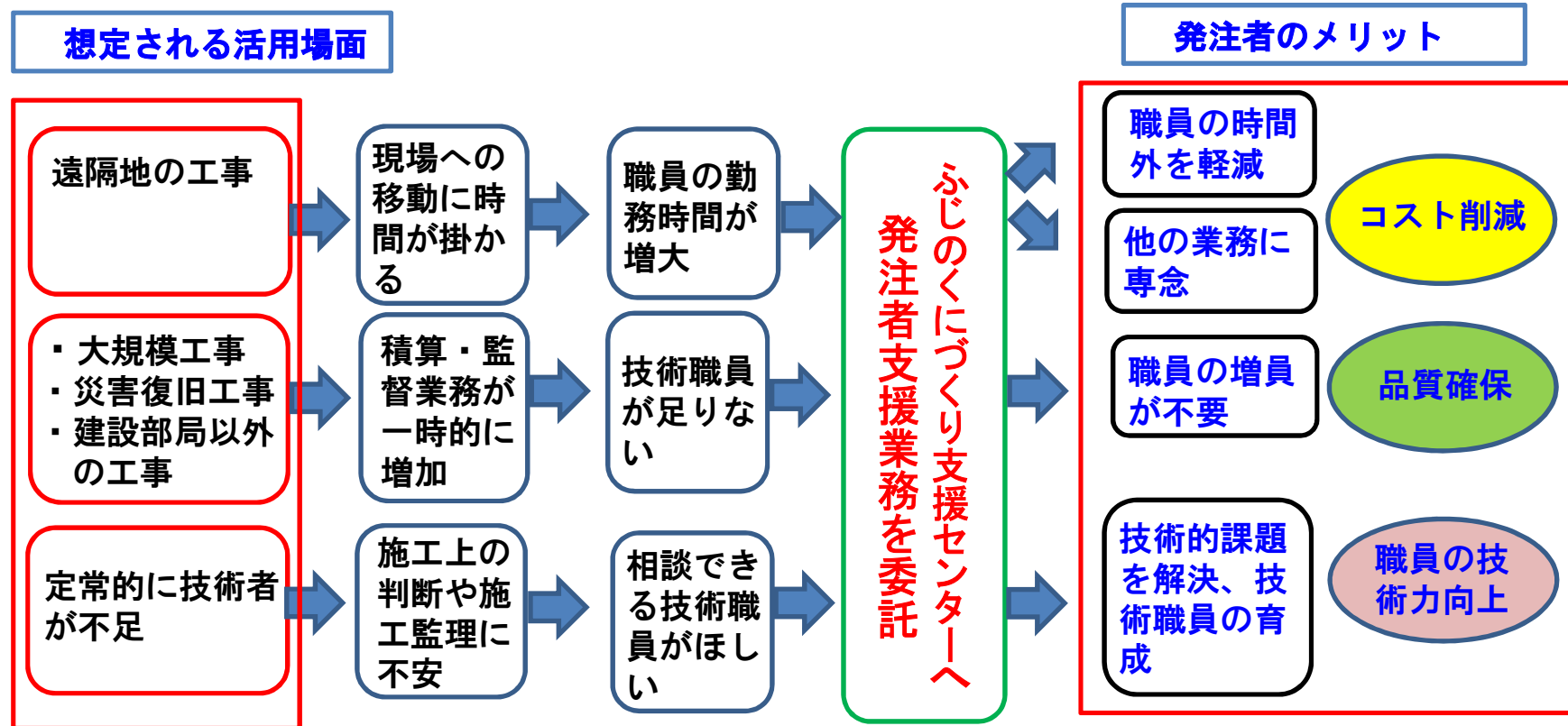
品質確保に関する推進協議会

委員長 山本 幸司



支援センター(インフラ技術支援担当)

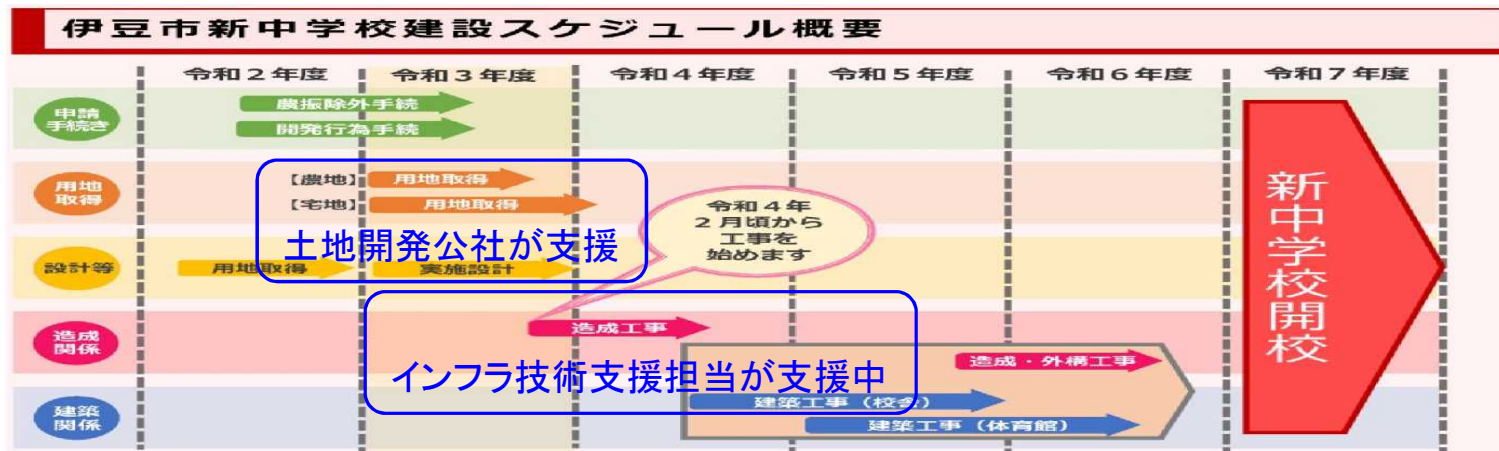
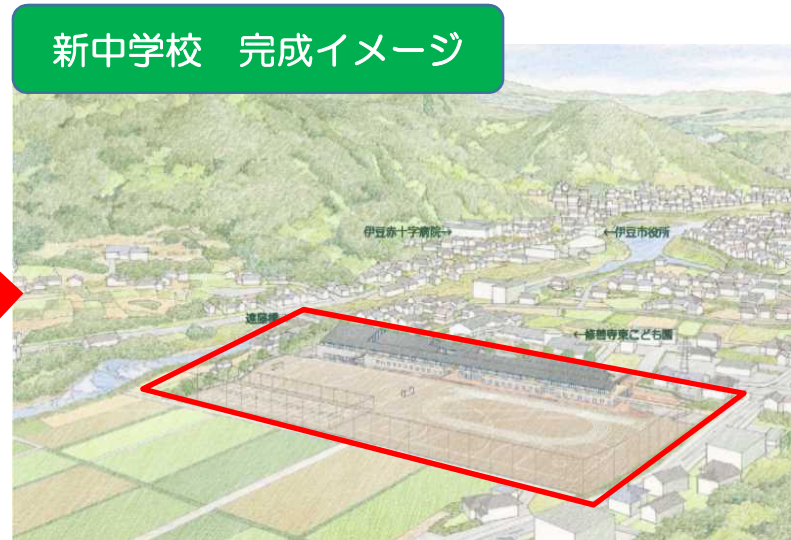
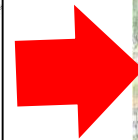
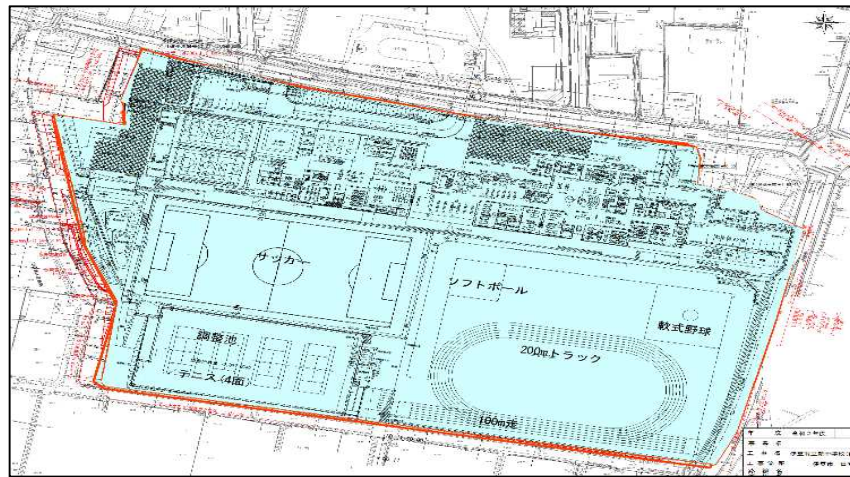
◇想定される活用場面及びそのメリット



当センターは、発注者支援業務を通じ自治体技術職員の育成に貢献します。

支援センターの活用事例（インフラ技術支援担当・土地開発公社）

伊豆市新中学校建設事業では、新中学校建設に関して、必要となる用地取得を土地開発公社が支援を行い、さらに用地取得後の造成工事にに関して、インフラ技術支援担当が支援しています。



支援センター(インフラ技術支援担当)

○ふじのくにづくり支援センターの発注者支援業務

支援
メニュー

土木部門で静岡県内唯一の公共工事発注者支援機関として、技術者不足等の課題を抱える市町等を支援

公共工事発注関係事務の支援

- ・「積算」
- ・「監督・検査」
- ・「工事成績評定」
- ・「技術提案の審査」



支援実績累計

86件(R4.3時点)

設計、橋梁点検等の技術支援、道路管理支援

■これまでの取組み

- ・設計等に係る技術的アドバイス
- ・コンストラクション・マネジメント…複数の工事管理・調整
- ・設計書照査
- ・関係行政機関協議の支援

			発注者名	受託料
	H27	2	静岡県、牧之原市	0千円
発注者 支援機関 認定	H28	2	浜松市、牧之原市 (JVで受注:右記受注額は分担業務額を記載)	7,932千円
	H29	9	静岡県、静岡県企業局、県立静岡がんセンター牧之原市、湖西市	5,856千円
	H30	12	静岡県、浜松市、牧之原市、湖西市、浜名湖競艇企業団、他	22,974千円
発注者 支援機関 再認定	R1	20	静岡県、静岡県教育委員会、浜松市、牧之原市、湖西市	20,148千円
	R2	20	静岡県、県立農林環境専門職大学、浜松市、牧之原市、湖西市	26,331千円
	R3	21	静岡県、県立農林環境専門職大学、浜松市、湖西市、伊豆市	41,202千円

支援センター(インフラ技術支援担当)

○令和3年度の支援実績 (受注20件)

R4.6現在

番号	年度	発注者名	対象工事等	種別
繰越	R2	牧之原市	相良地区放射線防対策護施設造成工事	積算、監督
繰越	R2	県浜松土木	(国)301号橋梁耐震対策事業	技術審査、監督
債務	R2	農林環境専門職大学	農林環境専門職大学歩道橋設置工事	積算、監督、成績評定
債務	R2	県警察本部	大仁警察署庁舎建設予定地造成工事	積算、監督、成績評定
債務	R2	県教育委員会	富士山麓山の村道路外撤去・原状回復工事	監督
1	R3	県浜松土木	(国)301号橋梁耐震対策事業	技術審査、監督
2	R3		(二)馬込川河川改良	監督
3	R3	農林環境専門職大学	学生寮建設予定地造成工事	積算、監督、成績評定
4	R3		学生寮建設に伴う開発行為変更届出	書類作成
5	R3	県福利厚生課	沓谷職員住宅 敷地測量積算	積算
6	R3		三園職員公舎 敷地測量積算	積算
7	R3	県工業技術研究所	(一)藁科川排水管撤去工事 (関係機関との打合せ)	アドバイザー
8	R3		(一)藁科川排水管撤去工事 (施工監理)	積算、監督
9	R3	浜松市(天竜区)	浜松市天竜体育館法面对策工事	積算、監督、成績評定
10	R3		浜松市天竜ボート場配艇場護岸改修測量設計	設計積算、アドバイザー
11	R3		旧さくま自然休養村運動広場借地解消に係る測量設計	設計積算、アドバイザー

番号	年度	発注者名	対象工事等	種別
12	R3	浜松市(消防局)	防火井戸設置工事	積算、監督、成績評定
13	R3		耐震性貯水槽設置工事	積算、監督、成績評定
14	R3		耐震性貯水槽撤去工事	積算、監督、成績評定
15,16	R3	湖西市(水道課)	水道工事設計書照査作業(その1)~(その2)	設計書照査
17~20	R3	湖西市(下水道課)	公共下水道事業工事設計書照査作業(その1)~(その4)	設計書照査
21	R3	伊豆市(学校教育課)	伊豆市立新中学校(仮称)敷地造成工事	積算、監督、成績評定

○令和4年度の受注状況 (6月末時点) (受注9件)

番号	年度	発注者名	対象工事等	種別
1	R4	県浜松土木	(国)301号橋梁耐震対策事業	技術審査、監督
2	R4	裾野市(建設部)	岩波駅周辺整備事業 概略、予備及び詳細設計、測量、用地補償調査	発注者支援業務
3	R4	浜松市(天竜区)	旧さくま自然休養村運動広場借地解消工事	積算、監督、成績評定
4	R4	浜松市(消防局)	防火井戸設置工事	・積算、監督、成績評定
5	R4		耐震性貯水槽設置工事	・積算、監督、成績評定
6,7	R4	湖西市(水道課)	水道工事設計書照査作業(その1)~(その2)	設計書照査
8,9	R4	湖西市(下水道課)	公共下水道事業工事設計書照査作業(その1)~(その2)	設計書照査

土地公社

—— 用地取得を土地公社がお手伝いします ——

安全・安心な未来に先行投資を
しませんか？



【鮎壺公園整備事業 —長泉町HPより—】

静岡県土地開発公社の概要

公有地の拡大の推進に関する法律（以下、「公拡法」）に基づき、昭和48年に設立された公共事業用地の取得等における行政機関の補完・代行を担う唯一の専門機関

業務の範囲（公拡法第17条）※公拡法…公有地の拡大の推進に関する法律

- 公有地の先行取得など
 - 関連公共施設の整備
 - 土地造成事業※
- ・道路、公園、緑地、その他の公共施設の用に供する土地
・公営企業の用に供する土地
・その他、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地（自然環境保全、史跡等保護など）

※R2 沼津市 内浦重須地区
高台移転事業に参画

県
公
社
活
用
実
績
が
あ
る
市
町
村

年度	市町村名	内 容
R3	伊豆市	新中学校用地
R2	浜松市	名塚公園用地
	長泉町	鮎壺公園整備
R1	浜松市	浜松城公園用地
H29	小山町	街路事業用地
H27	東伊豆町	庁舎整備用地
H15	中伊豆町	グラウンド整備用地
H13	清水町	街路事業用地
	戸田村	庁舎整備用地
H10	西伊豆町	名勝地保全
H2	芝川町	消防組合施設用地

—— 公社活用のメリット ——

予算の平準化による効率的な行政運営を支援

現年度予算だけでは取得できない土地も、先行取得している土地公社からは、複数年で後年度に分割して購入できます

多様化する業務への対応

予算の平準化が図れるので、事業計画が組みやすくなります

“市町用地先行取得”として予算枠を公社内に確保

「用地補償費」を一定額確保しています
長期間の交渉の結果、年度途中で契約～支払いが必要になった際でも、公社の予算枠を活用すれば取得可能

土地公社

—— 近年の事業実績や予定をご紹介します ——

用地先行取得事業

—長泉町—

- [R2.R4 鮎壺公園整備]
- [R1 街路事業 高田上土狩線]
- [H20 健康施設づくり用地]

—浜松市—

- [R2 名塚公園用地]
- [R1 浜松城公園用地]

—伊豆市—

- [R4 (仮称) 日向公園整備事業]



【伊豆市HPより】

令和3年度に取得を支援した「新中学校」計画地の南側に隣接する箇所に当該公園を整備予定

受託用地（用地交渉事務の受託）

—伊豆市—

[伊豆市新中学校用地]

令和3年度実施
施行箇所 伊豆市日向地内
地権者 27名

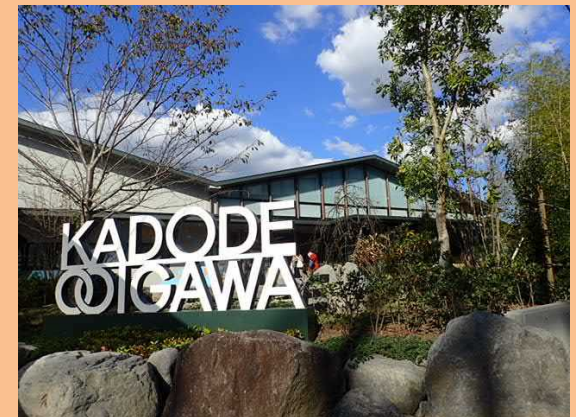


市内3つの中学校を一箇所に
集約 令和7年度開校予定

—島田市—

島田市土地開発公社から受託 [賑わい交流拠点事業]

平成29.30.令和元年度実施
施行箇所 島田市横岡新田
関係者 20名



体験型テーマパーク
“KADODE OOIGAWA”
令和2年11月開業

市役所担当課職員と公社職員による用地の班編成を行い、相互協力しながら、地権者の皆さまへの用地交渉を実施

「道路・街路事業用地」「学校用地」「公園用地」など多様な事業の円滑な推進をサポートしています

支援センターのその他の業務（地籍調査支援事業）

用地担当は地籍調査の支援を行っています

地籍調査業務支援事業

ただでさえ
手間のかかる地籍調査

「手が足りない！」の
「手」になります！！

- 現地立会確認補助
- 所有者・相続人追跡調査
- 既存調査成果の整理
- 図面修正 ……など

支援実績：川根本町（平成29～）



国土調査法第19条第5項申請支援事業

国土調査以外の測量を活かしませんか？

道路整備や施設用地の測量成果を
地籍調査の成果と同様に取り扱うことができれば…

- 申請書類作成支援
- 関係機関との調整

その後の地籍調査実施が不要
測量・立会の重複がなくなります

不動産登記法第14条第1項地図に
官民境界が明確になり、
管理業務の負担が軽減します

支援実績：静岡県

住 宅 公 社

住宅公社は県営住宅の豊富な管理経験を活かし、県内の公営住宅管理の効率化を推進するため、市町営住宅の管理受託拡大に取り組んでいます。

<市町営住宅管理団地一覧>

R4.4.1現在

種別	掛川市	袋井市	小山町	富士市	島田市	焼津市	御殿場市	合計
管理開始	平成29年度		平成30年度	令和2年度			令和3年度	
団地数	15団地	11団地	9団地	23団地	14団地	11団地	17団地	100団地
管理戸数	528戸	266戸	384戸	2,175戸	292戸	403戸	886戸	4,934戸

※ 改良住宅、再開発住宅等を含む

<公社管理のメリット>

県営住宅等との
一括管理

公営住宅管理の
豊富な経験と実績

管理代行制度による
広範囲な業務の委託

その1

住民サービスの向上

- ◎公営住宅管理の豊富な経験を活かし、次のサービスを提供
 - ・緊急修繕等の24時間対応
 - ・郵送による申込・退去受付
 - ・毎月入居募集の実施
 - ・高齢者・外国人入居者支援等

その2

行政サービスの効率化

- ◎外部委託により、人工・経費を削減し、**行革を推進**
- ◎管理代行制度の活用により、指定管理者制度に比べ、入居決定など、より広い範囲の業務が委託可能

その3

市職員の負担軽減

- ◎苦情・相談や緊急修繕などのルーチン業務が減り、難易度の高い**政策的な業務への集中**が可能

お問合せ

静岡市葵区追手町9番18号

一般社団法人ふじのくにづくり支援センター

TEL(代表)054-254-8140

URL : <http://www.fujino-shien.or.jp>

【インフラ技術支援担当】

TEL(直通)054-204-6070

E-mail : infra-tec@fujino-shien.or.jp

【用地担当】

TEL(直通)054-204-6080

E-mail : yo-ti@fujino-shien.or.jp

【住宅担当】

TEL(直通)054-255-4147

E-mail : ju-taku@fujino-shien.or.jp

ご清聴ありがとうございました。